

総合資源エネルギー調査会総合部会 第4回電気料金審査専門委員会

日時 平成24年6月4日（月）15：30～17：50

場所 経済産業省本館17階第1～3共用会議室

1. 開会

○片岡電力市場整備課長

では、定刻になりましたので、第4回総合資源エネルギー調査会総合部会電気料金審査専門委員会を開催させていただきます。

本日は、ご多忙のところご出席いただきまして、まことにありがとうございます。

本日、山内委員が欠席でございます。

また、オブザーバーとして、前回に続きまして、全国消費者団体連絡会阿南事務局長、東京消費者団体連絡センター矢野事務局長、消費者庁、長谷川消費者生活情報政策課長にお越しいただいております。

また、東京電力からは高津常務取締役お客様本部長にご出席いただいております。

では、以後、安念委員長に進行をお願いいたします。

○安念委員長

どうもありがとうございました。

議事に入ります前に、東京電力から発言のお申し出がありますので、これをお願いいたします。

○高津東京電力株式会社常務

東京電力の高津でございます。お時間ちょうだいしまして、ありがとうございます。

議事の前、申しわけございませんが、少しお時間をいただきましておわびをさせていただきたいと思っております。

弊社、5月11日の値上げ申請以降、その内容や理由などにつきましてお客様にご説明やご案内をさせていただいております。その中で当社が作成いたしました値上げに関するご案内リーフレット、お手元のところにちょっとご用意してございますが、これをごらんいただきましたお客様から、既に値上げが決定しているかのような印象を受けるとのご意見をちょうだいしてございます。弊社といたしましては、値上げに対して国に申請させていただいておりますが、事業者としての責任を強く感じており、真摯にお願いをさせていただきたくご説明資料を作成いたしました。が、お客様の誤解を招くことになりましたことを本当におわび申し上げます。まことに申しわけございませんでした。

少しご説明させていただきたいと思います。皆様方のお手元でございます4番のお知らせの資料をごらんいただけますでしょうか。こちらのほうに別紙1というのと別紙2がございますが、別紙1のほうに先ほど申し上げましたリーフレットでございます。大きく本物は小さく折りたたんだものでございますが、このリーフレットは5月23日から電気のご使用量の検針時にお客様へお届けしておりますけれども、お客様からは表紙にありますところの電気料金のお願いという記載などにつきまして、実は別ページで、これ今現在申請してまして、今後認可を受けて決定されることなど記載しているんでございますが、表のページですと、値上げが決定している印象を受けるとのご意見をちょうだいしてございます。値上げの申請につきましては、経済産業大臣に申請している段階でありまして、本日も皆様方にご議論をいただくところでございますが、一部お客様の誤解を招く内容がありましたことをおわび申し上げます。

弊社といたしましては、今後お客様と接する機会などを通じまして、値上げは申請している段階であり、現時点では決定されていないことを確実にお伝えしてまいります。なお、このリーフレットは誤解を招かないように、表題に「申請中」と追記したリーフレットを配布させていただきたいと思っております。

それから、続きましてお手元の資料の別紙2のほうをごらんいただけますでしょうか。

これは本日6月4日からお届けしている電気のご使用量のお知らせ、いわゆる検針票でございますが、これの裏面でございます。裏の面でございます。本文の3行目が空欄になってございますが、このスペースには平成24年7月1日からの平均10.28%と、弊社から国のほうへ申請内容したものが記載されておりました。しかし、この記載は申請させていただいた内容がそのまま認可をされるような誤解を招く表現であったことから、応急的に現在その箇所を白でマスキングさせていただいております。この下のほうに黒丸が3つございますが、その最後のところに国の認可を受けて決定とありますけれども、本文での記載にはそういうものがなかったということでございます。現在、裏面の記載内容をすべて削除した検針票を手配しておりまして、できるだけ速やかに変更してお届けしてまいりたいと考えております。

弊社といたしましては、お客様の目線に立ったわかりやすいご説明、また、丁寧なご説明を改めて肝に銘じてまいります。ご迷惑をおかけしましてまことに申しわけございませんでした。

○安念委員長

よろしゅうございますか。それはご苦労さまでございました。

2. これまでの質問等への回答について

○安念委員長

それでは、お手元の議事次第に従って進めてまいります。本日の仕事は2つでございます。1つは当委員会で第3回までに宿題となっておりました項目について東京電力さんからご説明をいただくのが前半、後半は個別原価の検討の第2回目でございます、特に中心的な費目でありますところの燃料費、購入電力料、販売電力料、さらには原子力のいわゆるバックエンド費用についてご議論いただくことになっております。

それでは、まず前半、第3回までの当委員会で宿題となっていた項目につきまして、現時点で準備ができましたものについてご説明をいただきますが、具体的には一般厚生費の詳細な中身と安定供給を前提とした競争入札の拡大の2点というのが特に大きなアイテムでございましたので、これについて東京電力よりご説明をいただきたいと思っております。大体10分ぐらいでお願いできますでしょうか。

○高津東京電力株式会社常務

承知いたしました。資料3でございます。まず、2コマ目をごらんください。

法定厚生費以外の一般厚生費の水準や内容につきましてご説明させていただきます。

前回もお示ししてございますが、法定外厚生費の従業員一人当たりの水準比較でございます。全体としては前回の料金改定原価より7万円ほど引き下げまして、年間約30万円となりまして、他企業の水準と遜色ないレベルに抑えてございます。

3コマ目、4コマ目は一般厚生費の詳細な内訳を記載してございます。厚生施設、体育施設につきましては、昨年5月までにすべて廃止しておりますほか、福利厚生施設全般を見直し、前回の料金改定原価に比べ全体で約30億円、約2割を削減してございます。

5コマ目は従業員が自己負担する社宅の使用料と会社が負担する家賃補助に関する世間との水準比較でございます。いずれもおおむね世間並みとなっております。社宅使用料は高めに、逆に家賃補助は低めにといったところになってございます。

それから、次のページをおめくりください。がらっとテーマは変わりますが、安定供給を前提としました競争入札の拡大に向けての取り組み、ご説明させていただきます。

6コマ目をごらんください。前回、随意契約とせざるを得ない理由として、表の①の既設設備の修理や改造する場合に、事業者や部品を変更すれば既存の設備との互換性が損なわれ、あるいはノウハウや工事力を持つかわりの事業者がないといったケースでございます。それから、表の②緊急性を要する不具合改修の必要性から、24時間体制を組んでいただける事業者が限られるケース、③として対応可能な事業者が1社しかいないケースなどが挙げられます。このようなケースにおいても仕様の汎用化やメーカーの技術に対応できる新規の取引先の育成など少しでも競争入札を導入していく余地はないかの検討を進めまして、随意契約を3年で3割削減するという

目標を達成することをお約束させていただいたところでございます。

政府調達の随意契約の事由などにも互換性とか緊急性が挙げられておりますが、例えば既設の修理の中身ですね。修理事業者を変更した際に既存の設備との互換性をどのように担保していくかというような点がポイントになるかと思えます。このような課題をどう乗り越えていくかという問題につきまして、前回の委員会で取り上げられましたタービン、これを具体的な事例としてご説明させていただきたいと思えます。

このタービンの車室に変形や亀裂があって修理するケースがございますが、例えば車室と、それから既設の羽、これとの間、これは100分の1ミリ単位での寸法調整が求められまして、これを誤ると蒸気が損失し発電性能が低下する、あるいは運転中に接触し事故が発生するということにつながりますが、安定供給の観点からも信頼性の高い部品を製造できる既設の供給メーカーに随意契約でお願いせざるを得ないといった事情がございます。こうした難しい技術が必要なところはともかく、まずは簡易な修理を皮切りにメーカー技術を粘り強く取り込みまして、いずれは難易度が非常に高いこういったタービンの主要部品につきましても、分離発注を拡大してまいりたいと考えてございます。

8コマ目をごらんください。

これまでに説明してきました取り組みに加えまして、随意契約の理由が本当に妥当か、競争に切りかえる余地は本当はないのか、子会社・関連会社取引に問題がないかといったポイントにつきまして、原子力損害賠償支援機構によるモニタリングなど外部からの視点を取り入れることで、取引を厳格にチェックする仕組みを強化してまいります。これに加えまして、現在原子力損害賠償機構や外部コンサルティング会社と協働しまして、社内の全部門を対象に競争拡大分科会という部門、部門横断的な会議体を立ち上げまして、随意契約とせざるを得ない事由の妥当性を検証していく、さらには情報公開についても拡大していくといったところについても検討しているところでございます。

私からは以上でございます。

○安念委員長

ありがとうございました。それでは、ただいまのご説明に関しましてご質問、ご発言等のある方はどうぞ挙手をお願いいたします。

どうぞ、矢野さん。

○矢野東京消費者団体連絡センター事務局長

前回のところで福利厚生費についてももう少し詳しくということが委員の方から出ていたと思いますが、きょうは一般厚生費についての内訳が出ておりますが、ちょっとこのところ、連絡セ

ンターにも情報が寄せられていて、健康診断に関してホテルに一泊して健康診断が行われている、そういう経費は計上されているんじゃないかというような声が上がっておりますが、これは福利厚生の中の何費に入り、実際にそういうことがあるのかどうかについてもお聞きしたいと思います。

○安念委員長

いかがでございますか。

○東京電力株式会社説明補助者①

お答えいたします。3ページのところに一般厚生費の詳細内訳というのが入っておりますので、その中で医療関係費というのはその会社のほうの健康管理室の維持運営等になってございますので、本当にその事業に必要な内容でございます。今おっしゃっている中身につきましては、私どもの健康保険組合というのが独立して東電健保というのがあるんでございますけれども、そこにご契約をさせていただいて、人間ドックのようなご契約をして、例えば人間ドックですと、日帰りあるいは一泊といった形態があるんですけども、その中で社員が健保との契約に基づいて使わせていただける、健保と契約をした金額で使わせていただける、多分そちらの領域だと思います。ということは健保の運営補助といったところで多分社員に便益を与えているという内容だと思いますので、この一般厚生費の中にもしかすると入っていないのかもしれませんが。健保の運営費という形で、補助といった形でやっているのではないかと思います。

○安念委員長

では、ちょっとそれについては詳細を調べておいてください。

○東京電力株式会社説明補助者①

はい、わかりました。

○安念委員長

直接の金の出口は、いずれにせよ多分健保組合でしょうね。これはよく大企業の健保組合であることですので、泊り込みで人間ドックの費用が設定されていることは普通ですので、直接の出口はそうだろうと思うんですが、東電本体から健保組合、さらに一種のサブシディが出ているのではないかという、これはまた調べていただくことにいたします。

ほかにいかがでございますか。どうぞ。

○阿南全国消費者団体連絡会事務局長

このカフェテリアの32億5,300万円のところでですけども、1年の平均値ということですよ。具体的にその中身というのはどういうことが大きいでしょうか。

○安念委員長

いかがでしょうか。

○東京電力株式会社説明補助者①

カフェテリアの中身は、本当に多種多様でございます。例えばこのカフェテリアというのは外の会社と契約をさせていただいておりまして、その会社がお持ちの例えばホテルあるいは旅館といったところに泊まったときに、このカフェテリアはポイント制でございますので、それを充当するといった内容でございます。ジャンルはそのほかにも介護あるいは教育、これはお子さんの例えば大学の授業料とかそういった多種多様の生活にかかわるものについて使えるということで、社員がそれにポイントを使った実績が24から26年の3年平均でこれぐらいになるということでございます。そのポイントについて会社が福利厚生費、一般厚生費の一環ということで、ポイントという形でこれを付与してお金の負担をしているということでございます。

○安念委員長

いかがでございましょうか。

○阿南全国消費者団体連絡会事務局長

普通カフェテリアといいますと、余りそういうふうなイメージはしないのですけれども、要するに外部のさまざまな会社がやっている厚生施設なんかを利用したりする際にポイントを出しているということなんですか。

○東京電力株式会社説明補助者①

従業員の一人当たり今回改定をいたしましたので、この右の欄に小さく850から650ポイントとございます。この650ポイントというのを社員一人に付与して、これを全部使うかどうかというのは社員の自由、そのポイントを使うメニューについては会社のほうである専門会社と契約を結んで、その専門会社を通じて例えば申請をして、旅館で使った費用について申請をして、何ポイントを使うか申請して、その分のお金を会社から支給するというふうな手続をやると、そういう内容でございまして、いろんなメニューを運営しているのがその専門会社でございまして、そのメニューのどれを使うかというのを社員が選択すると、そういうシステムでございます。

○安念委員長

阿南さんのおっしゃるのはカフェテリアというと、何か社員食堂みたいな印象だなと、そういうことですか。

○東京電力株式会社説明補助者①

そういうあれではなくて、あくまで専用の厚生施設とかそういうことではなくて、いろんな社外の施設を使えるように契約でして、そこで使ったものについて補助金を与えると、そういうシステムのこと全体をカフェテリア方式というふうに申しているということでございます。

○安念委員長

どうぞ、阿南さん、お続けください。

○阿南全国消費者団体連絡会事務局長

それはポイントを扱う一つの会社組織になっているのですか。

○東京電力株式会社説明補助者①

当社は1ポイント幾らというふうに100円だったかと思うんですけども、それを一人当たりの福利厚生費で、従来ですと、会社が直接福利厚生費としていろんなものをつくったりしていましたが、そういうことではなくて、世の中にあるものを広く利用させていただくということで、使ったものに対して会社が支援をすると、そういう形の福利厚生方式に改めて、いろんなものをホテルを使うにしろスポーツ施設を使うにしろ、使ったものに対して会社がお金を福利厚生として補助すると。メニューはその分、会社が直接やるよりも幅広く国内全域のものを使えるということで、その運営をやるのは専門会社が、これは国内にも幾つかあるんですけども、その中で私どもで相談をして、一番非常にメリットのある会社と契約を結んで、その運営をやらせているということでございます。

○阿南全国消費者団体連絡会事務局長

1社ですか。

○東京電力株式会社説明補助者①

1社でございます、決定するときに複数会社を選定の過程で比較検討して、最も安い料金できて、しかも、メニュー的にも社員のニーズに合っている、介護とかそういう最新のニーズに合ったようなものを提供できる会社を選択したということでございます。

○安念委員長

相見積をとったということですね。それでは、永田委員、どうぞ。

○永田委員

それでは、私のほうから社宅使用料と家賃補助のところでございますけれども、これは世間相場に比べて現状はいかがなものかという比較でございますけれども、実際の今回の申請時、従前より減額したもしくは事故後減額したとか、そういったことの比較というのはいかがでございますでしょうか。

○東京電力株式会社説明補助者①

多分この社宅の関係につきましては、今回の厚生費の見直し、これはここに記載されている中に幾つかございます。先ほどの3ページでいきますと、文化体育費をやめてしまったとか、厚生施設を全部やめたとか、それからカフェテリアのポイントを下げたとかいろいろございます。4

ページですと、財形制度のリフレッシュをやめたとか、財形年金貯蓄の一部補償利率をやめたとかございます。これら全体の厚生費のどこをどういうふうに削っていいかという議論を昨年を経営財務調査委員会の中でご議論させていただいて、项目的には今申し上げましたところを中心にやっております。社宅の関係については1点申し上げれば、もちろん福利厚生のある面もあるんですけども、私どもの事業の特性として、ある程度都内に住んで、何かあったときに例えば停電であれば何日以内に回復させるといった使命を帯びているということもございますので、この部分については今回の削減で何かを大きく変えたということはないかと思えます。むしろ今までの取り組みの中で社宅使用料のあり方とか、あるいは家賃補助のあり方等を自主的に今までやってきた中でこの水準になっているというふうにご理解いただければと思います。

○安念委員長

よろしゅうございますか。ちょっと私も実はその点を伺いたかったんですが、東電さんという電力会社さんの場合、純粋な福利厚生としての社宅あるいは家賃補助のほかには保安上の理由からどうしてもこの人間にはここにいてもらわなきゃ困るというのがありますよね。これはそういうのも全部一緒くたにしての数字でございませうか。

○東京電力株式会社説明補助者①

もしかすると、ちょっとそれは確認いたしますが、福利厚生と分けているかもしれません。先生がおっしゃった部分については、減免をしておるということになります。

○安念委員長

当然でしょうね、会社都合で住まわせているわけですからね。はい、わかりました。ありがとうございます。ほかにはいかがでございませうか。

どうぞ、松村先生。

○松村委員

まず、一般厚生費なんですが、これで詳細と言われるととても困るというか、これを見てどう判断すればよいのか私には判断しかねます。内訳は書いてくれたので、全額合わせた金額で表示されているよりは進歩しているのはわかるのですが、カフェテリアプランというのが、これが具体的にどういうもので850ポイントが650ポイントに減ったというのはどういう意味を持っているのか。具体的に1ポイントというのがどんなものに変えられるのかとかというようなことがわからないと、これが妥当だとか妥当でないとか到底判断できないですし、これで大丈夫ですとこの委員会で言っちゃったら、ほとんど何もチェックしていないのと同じになってしまうので、もう少しというか、かなり詳細なものを出していただかないと議論は難しいと思います。

これに関して、仮にカフェテリアプランなら1社と契約していると。ここを余りにも詳しく出

してしまうと、むしろ先方に迷惑がかかるとか、そういうことがあるのであるならば、事務局のほうで公開資料でない形でちゃんと調べましたと、その点はちゃんとチェックしたという格好で差し障りのない形で私たちにフィードバックしてくださると、そういうことはあると思いますが、ちょっとこれでは正直問題ないというふうに私たちが言うのは極めて難しいと思います。

これは恐らくこの後もそうだと思うんですが、この後のところもわざわざ質問があつて詳細をお願いしますと出して出てきた詳細がこの程度だと、この後のものも極めて議論は難しいので、経営情報だとかというのに差し障りのない範囲で詳しく出してください。パワーポイントのファイルにすると物すごい長さになってしまうからということであれば、それこそ普通にA4で書く資料の形式で全く構いませんので、そういう形でお願いします。

それから、競争入札の拡大について外部からの視点で取引を厳密にチェックする仕組みというのを強化するというのを改めてはっきり言っていたいただいたのは大変よかったですと思います。それから、随意契約の妥当性を検証し、さらに情報を公開していくということについても改めてはっきり言っていたいただいたことは評価すべきだと思います。

これに関して、例えば補修・修繕に関して、納入した事業者でないと極めて難しいものというのは多くあると思いますが、問題は、もしそうなのであれば、発注の段階でそのことをちゃんと考えなければいけない、もともとのものを発注する段階で、つまり一たん発注したら、もう修理はある意味で先方の言い値でやらざるを得ないと、こういう状況になったとすれば競争が働くのは納入するときだけなので、この納入するところで十分な競争が維持できるようにきちんと制度を設計しなければいけないと。そのためには仕様が非常に重要で、非常に特殊な仕様にし、特殊な会社しか納入できないということになったとすれば、納入段階で競争が働かないだけでなく、その後の修繕の段階にもずっと響いてくるのだということをしちゃんと認識し、これは修繕だけではなくて、もともとの入札のところの問題だと。入札のところのとりわけ仕様の問題である。したがって、この点についてここで書かれているように外部の意見を十分に反映し、それについて特殊な仕様になったということに関して十分な情報公開をしていくという覚悟が示されたというふうに理解しています。修繕限定の話ではないというふうに理解しています。補修の段階でやむを得なかったんだという理由がど一つと並ぶような、そんな情報公開になったらほとんど意味がないので、発注の段階で工夫していきますという意思表示と受け取りました。

以上です。

○安念委員長

ありがとうございます。次に八田先生、お願いします。今の点は実は私も申し上げたかったのであって、法定福利厚生費については、それはもちろん水増しをしていらっしゃるなんて思い

ませんので、それはそれでよろしいんですが、任意の法定外のものについて、特に10億の単位の大きいものについては、もう少しどういう仕組みになっているのかということをご説明いただいたほうがやはり説得力が出るだろうと私も確かにそう思います。

それから、発注の段階ですね。これはスペックを特注にしまうと、もうアフターマーケットはロックインされてしまうに決まっているわけですから、それはもう前から八田先生もご指摘になったことですが、当然のことと思います。特に100分の1ミリ以下の云々というのは、そういうふうに向うと、おお、そうかとなっちゃうんですけども、しかし、蒸気タービンはみんなそういうものじゃないと言われてしまうと、それはそうできて、特に部品の調達と修繕とは完全に不可分一体なものであるのかどうかもやや私は疑問に思っておりますので、今の松村先生のご意見、まことに私もごもっともだと思いますし、ほかの委員の方も知りたいというふうに思っているところだと思いますので、今後また深掘りをさせていただきたいと存じます。

八田先生、どうぞ。失礼しました。

○八田委員

先ほど松村委員がおっしゃったことに関連してコメントしたいと思います。

第1は、法定外の厚生費のことです。社宅に関しては世間水準を示してあり、その出典が書いてあるんですが、これは大体どのレベルの企業の社宅なんでしょうか。今まで給与に関しては大体1,000人くらいの企業ということだったんですが、大体そういうレベルでとっていらっしゃるのかどうか。それから、社宅以外の厚生費についても、比較の水準はどうなっているのかを伺いたい。

第2は、随意契約事由の妥当性の検証に関してです。8枚目に、原子力損害賠償機構や外部コンサルティング会社と協働して競争拡大分科会というのを立ち上げて検証すると書いてあるんですが、ここの議論はどの程度情報公開されるものでしょうか。具体的に言うと、もともとの案に対して、外部のコンサルティング会社が意見を言って、それに対してまた答えがあつてというようなプロセスでは、契約関係にかかわることだから、なかなか情報公開しにくいと思います。次に、外部コンサルティング会社によっては、かなり手加減をしてもらえる可能性もあると思うんです。しかしコンサルティング会社選考における議論の過程が情報公開されると、これは公明な議論がされていることがわかると思うんですが、この辺についてどうでしょうか。

この2点です。

○安念委員長

いかがでございましょうか。

○東京電力株式会社説明補助者②

それでは、第一のご質問でございますけれども、コスト削減の中で今後の追加コスト削減の内容につきまして、総合特別事業計画の中で、この中では資材や役務調達関連の内容としてこの随意から競争拡大ということを進めてまいりたいと思っております。この中身につきましては、この内容につきまして単独にそれぞれ個別のワーキングということでやっておりますけれども、さらに専門的・集中的に検討する分科会ということで進めさせていただきまして、状況につきましては、フォローの上ご説明させていただきます。

また、この後外部コンサルティングにつきましても、また原子力損害賠償支援機構さんともご相談させていただきまして、しっかりと見ていただくところを改めまして、今後選択していくということになろうかと思っております。いずれにいたしましても、状況につきましては逐次フォロー、公開させていただきます。

○安念委員長

社宅のスペックについてはいかがですか。

○東京電力株式会社説明補助者①

この循環福利厚生で出典、これ実はなかなかこういう統計を出しているところがないということもございまして、この雑誌で調査をしたそれぞれの時期というのが一つの目安になるということでお出ししているんですが、これは企業の数で言えば、家族寮の関係でございますと178社、それから家賃補助の関係ですと112社ということで、100社以上のところのリサーチ結果だというのが1つ。それから、規模に関しましては、この雑誌の調査でお答えした範囲でございますので、確かに大手の会社が多いということではございますが、規模についてはかなり差があるというふうな範囲だったと記憶しております。

○安念委員長

出典みたいなのがもしあれば、もちろん後日で結構ですので教えていただければと思いますが。

○東京電力株式会社説明補助者①

はい、わかりました。

○安念委員長

ちょっと嫌味なことを伺って恐縮ですが、東電さんは系列のシンクタンクはお持ちなんですか。

○東京電力株式会社説明補助者②

ございません。

○安念委員長

そうですか。いや、いいです。すみません。どうぞ、では続いて。

○八田委員

規模についてかなりの差があったというふうにおっしゃったのは、この調査会社の間にいろんなバラエティーがあったということですか。

○安念委員長

調査対象の会社ということですね。

○東京電力株式会社説明補助者①

調査対象の会社にばらつきがあったというふうな印象でございまして、この雑誌が独自に取材をしてお答えをいただいた会社の統計値だったものですから、例えば1,000人以上とか3,000人以上といったくりがたしかなかったと思いますので。

○安念委員長

出典を教えてください。その上でまた検討させていただきたいと思います。

秋池委員、どうぞ。

○秋池委員

一般厚生費、それから社宅のことで今議論が出ておりますけれども、比較をしていただくのが一般厚生費についてはよろしいかと思っております、この減額が要するに何並みになったのかということをお教えいただければと思います。

それから、社宅のことは今ご質問もありましたが、社宅や家賃補助につきまして、比較対象の分析は全国できっとやっているのかなと思うんですが、これも出典と、それからその情報ソースをお教えいただくことで、これが東京電力管内において適切な数字なのかどうかということの確認ができればと思っております。

それからもう一つは質問なんですけれども、この競争入札の拡大に向けて、今すぐできないことも事業者、調達先を育成したり開拓していくことによって競争発注をしていきますということが書かれているんですが、一朝一夕にできることではないという面も当然あると思います。仕様を一般化することで将来ロックインされないようなことをやっていくというのは当然なんですけれども、もう一方で、既に存在していて、そのメーカーさんなり修理事業者さんなりがあるところで切りかえていくというのはそう簡単でもないと思うんですが、やはりこれに中長期に取り組んでいく心構えといいますか体制といいますか、そういったものについてもこの競争入札の比率をチェックすることだけではなくて、その取り組みについてももし既にご検討されているのであればお教えいただければと思います。

○安念委員長

いかがでしょう。

○東京電力株式会社説明補助者①

厚生費につきましては、先生方からのご提起もございますので、詳細な内容については再度と
思っておりますが、レベルにつきましては、一つの目安としましては、3ページにお示ししてい
る法定外の厚生費、これは各社によって一般の厚生費のどこを重点的にやるかというのは個別に
見ていくと、なかなか差もございますので、グロスで見るのが一つの物差しではないかというこ
とでございまして、それを賃金等と同様に日本経団連の福利厚生費調査結果の1,000人、3,000人
といった同様の物差しで見えていくと、全産業平均に比べて、これは同等ぐらいの水準になってい
るとというのが一つのお示しの仕方かと思えます。個別についてはもう一度整理をさせていただき
たいと思います。

○安念委員長

納入業者というか、業者さんは別に変えなくてもいいんですよ。変える必要はないんです。そ
うじゃなくて変えられるかもしれないという緊張感を与えることが大切なのであって、結果とし
ては変えなくてもいいんですよ。必ずうちに注文が来るはずだと思っていれば、やっぱり気も緩
んで値段も高くなると、そういうことです。要するにコンテスタビリティがあればいいんだと思
いますね。

○東京電力株式会社説明補助者②

それでは、ただいま残っておりましたご質問でございますけれども、競争入札の拡大でござい
ますが、やはり他社さん、例えば鉄鋼メーカーさんでは20年間という長期にわたっての計画、ま
た、通信事業者さんでは10年間といったようなロングスパンで相当長期間をかけて関連のメーカ
ー等の育成等に一緒に当たっていったということをきてございますので、まず、そういった先行
事例をしっかりと調べまして、超気的な視野で進めてまいりたいというふうに考えてございます。

○安念委員長

だそうでございます。一応よろしゅうございますかな。このあたりでちょっと一区切りしまし
ょうか。まだ次のこれから先は満載でございますので。後で戻っていただいてもちっとも構いま
せん。

福利厚生費について、少なくとも主どころの費目はぜひもう少し詳細に挙げてほしいというご
要望がございました。それから、社宅についても出典を明示していただいて、他社あるいは他業
界との比較ができるような形にできるのが望ましいということでございますね。それから、外部
からの調達競争性の確保につきましても、情報公開はそれはそれで大変結構なことなんだが、
あるいは第三者の目が入るのは大変結構なことなんだが、そのプロセスがどの程度外部でも知ら
れるように公開していただけるのかと、そういうご質問もございました。その他幾つかございま
したが、また引き続き検討を重ねてまいりたいと存じます。

3. 個別の原価について

－燃料費

－購入・販売電力料

－原子力バックエンド費用

○安念委員長

それでは、一応一区切りということにいたしまして、続きまして、本日の後半の議題でございます。個別の原価項目の検討の第2回目でございます。燃料費、購入電力料、販売電力料、あわせて原子力のバックエンド費用でございます。この3つ、3つといえば3つですが、最初に事務局よりご説明をいただきまして、その後で東京電力からご説明をいただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

○片岡電力市場整備課長

資料4をごらんいただければと思います。申請内容の具体につきましては、後ほど東京電力から説明をいただきます。

1枚めくっていただきまして、今回3つの項目が上がっております。燃料費、それから購入・販売電力料、それから原子力バックエンド費用でございます。

燃料費、1枚めくっていただきまして、下のほうに3ページでございます。概要がございますけれども、石炭、LNG、重原油等の火力燃料費、それから核燃料費、新エネ等燃料費の合計額となっております。左下に表がございますけれども、今回ガス、つまりLNGの価格が非常に大きく伸びているということになってございます。算定規則上は、これは四角囲い、第3条第2項第2号とありますけれども、供給計画等をもとに算定した数量に時価等をもとに算定した単価を乗じて得た額というふうになってございます。

実際の申請内容は4ページ以降でございますけれども、丸が打ってございますが、20年度と比較しまして、24から26年度の平均値、変わっている部分を書いてございます。要因としましては、上の四角にあります。石炭、LNGの稼働の増、つまり量の増、それから科学の上昇が要因となっております。

5ページでございますけれども、その3年平均を3年の年度で転換したものでございますが、25年4月からの柏崎刈羽の発電所が動いていくということに伴いまして、単価の安い石炭の稼働をふやし、単価の高い石油火力の稼働を減らすというのが申請内容になってございます。

6ページでございますけれども、火力燃料の国際的といいますか、オールジャパンでの調達価格、それから東京電力の調達価格がどうなっているかということでございます。上のほうのコラ

ム、四角でございますけれども、これは貿易統計でございますので、日本全体の価格の推移が書いてございます。これは燃料調整の諸元になってくるわけでございますけれども、前回の改定に比べまして、価格につきましてはそれぞれ近似のマーケットプライスを反映しまして上がっております。他方、為替につきましては、107円から78円に直近の実績をとらえまして下がっているということ、これも基本的には全部統計上の数字でございます。

それから、それが今回織り込みの原価として東京電力の申請には幾らで入っているかということでございますけれども、全日本の通関の価格に比べまして若干高めの価格が織り込まれてございます。これは量としては日本の中では非常に大きな電力会社でございますので、量はたくさん買っているということでございますけれども、一応ここに東電による理由が書いてございまして、後ほど詳細はあるかと思っておりますけれども、環境規制への対応で品質のよいものを買っているとか、あるいは契約の中には高いときに契約したものが入っているというようなことなどがございまして、これは24年度から26年度の織り込み原価でございますけれども、これは直近の価格を前提につくられたものでございますけれども、全日本の同じ時期に比べますと高いものになっていると。為替レートは同じで計算しております。

7ページに燃料費調整制度の関係をちょっと若干参考までにご説明しております。よく混同される面が若干あるんですけれども、今回料金の改定におきまして、いわば発射台といいますか、根っこの燃料費を算定しているということになります。根っこのものが先ほどの織り込み原価というものでございますけれども、それが事後的に輸入価格に伴いまして変動していくと、それが燃料調整制度でございます。この燃料調整制度はしたがいまして、基本的には各社の購入価格とは別に貿易統計から出てくる数字を各社の電源構成にあわせまして基準の価格と基準の単価をつくると。それが幾らか上がったときにその電力会社にどういう値段の反映になるかというものを算出するものでございます。したがいまして、繰り返しですけれども、料金改定の際の先ほどの織り込み原価、これは発射台を計算していると。それから、燃料調整はその後の変動を自動的に反映させていくと、そういうことでございます。

続きまして8ページでございますけれども、核燃料費ということでございまして、これは後でちょっと出てきますけれども、ウラン鉱石からだんだん加工して核燃料になってございます。その加工賃が全部足し合わせまして装荷される燃料の原価になるわけですが、その資産としての原価からこの年度、年度、日々に燃焼して減っていく部分、この部分を費用として認識しているということでございます。今回におきましては、柏崎の1号機、それから3号機から7号機が順次稼働するというところで計算してございますけれども、前回に比べますと福島が稼働しないという前提になってございますので、燃料を使う量が少ないということで205億円程度の減にな

っております。

9ページでございますけれども、有識者会議の報告書を踏まえまして作り直した審査要領におきましては、1の(2)の上のほうに書いてございますけれども、原価算定期間内に契約が終了するものについて、燃料については協働調達の実施などの努力を求め、実現可能な効率化を反映するというようになってございます。第1回目以降、ご指摘いただいていることでございますけれども、例えば韓国のシェールガスのような購入の取り組みはできないかというような問題意識、それから、(ウ)にありますけれども、長期契約であっても、これまでの契約が効率的な調達であるのかということの確認、それから例えば(カ)でございますけれども、調達経路におきまして、例えば商社の経由でありますとか直接買うでありますとか、どういう経費削減策をとっているのかと、こういう論点が挙げられてございます。それから同時に、国民の声でございますけれども、同じように海外での燃料調達との比較に加えまして、(ウ)でございますけれども、対応内容をきちんと開示していただきたいでありますとか、引き下げ交渉を継続的に実施すべきというご指摘をいただいております。ちなみに(オ)に書いてございます1ドル107円というのは先ほどのとおり、現在の申請上の原価は107円ではなくて、これは過去のレートでございまして、78円で算定をされております。

11ページ、今回の審査方針策定に当たっての論点でございますけれども、これまで言われているとおりでございますが、原価算定期間内に新規に契約するものあるいは契約更改を行うものほどの程度の割合かと。それについてどのような効率化努力が行われているか。その努力は国内外の電気事業者と比較して十分なものと言えるか。それから、既存契約についても契約の見直しなど効率化を行う余地はないか。それから、原料以外の諸経費につきましても、契約先でありますとか契約形態の見直しなどどのような効率化努力が行われているかといったことを確認していければというふうに思います。

続きまして、購入・販売電力料でございますけれども、13ページに概要がございますが、購入と販売、これは今対になっている概念でございますけれども、購入につきましては、電力会社同士の取引、これは地帯間という名前で名づけております。電力会社以外の卸電気事業者でありますとかIPPでありますとか、さまざまな方との取引を他社購入とか他者販売という名前で呼んでおります。購入のほうは名のとおりでございまして、東京電力が他社から購入する調達のほうの料金といいますか費用、逆に販売のほうは東京電力が他社に販売したときに出てくる利益、収益でありまして、この収益は原価から控除すると、差引くということになってございます。いずれのほうにつきましても、個別の件名ごとに契約でありますとか供給計画に基づきまして、単価と電力量に基づき算定していくというふうになってございます。

14ページに今回の申請の概要がございまして、購入につきましては、上から2つ目の欄ですけれども、火力が大幅にふえていると。他方で原子力などについては購入量も販売量も減っているといったことが見てとれるかと思えます。詳細は、これはまた東電から説明があると思えます。

審査要領は先ほどの燃料費と全く同じ項目に書いてございまして、契約が満了するものについて取引所からの調達や入札の努力を求め、その効果を反映するということになってございます。

15ページ、査定方針策定に当たっての論点でございましてけれども、前々回、第2回の専門委員会におきまして、東京電力さんから前提計画に関しまして経済性を前提に他社から購入する電力量を算定しているというご説明がございましたけれども、今回購入に当たってそういう意味では安いものから買っていくということになっているかどうかということでございます。その際、効率化の努力とか価格の低減努力がどのように織り込まれているかということも重要かと思えます。

それから2点目は、これはIPPとの契約でございましてけれども、昨年の東京電力に関する経営・財務調査委員会の報告でも既存契約につきまして指摘がなされています。具体的には16ページのほうの真ん中あたりに書いてございましてけれども、契約の更新時期が到来する事業者については償却が進んでいるということで資本コストは回収済みであることから、購入する価格が圧縮されることが期待されるということになってございましてけれども、今回このIPP契約のうち切れるものは何で、それについてどういう契約に織り込んでおられるかということでもあります。

それから、原子力につきまして論点の3つ目でございましてけれども、先ほどのとおりこれは原子力発電所の発電が見込めないという場合でも契約はございまして、その契約に基づき、売るほうも買うほうも原価が織り込まれております。これにつきましてどういう考えになっているかということでございます。

17ページ以降、3つ目の論点、原子力のバックエンド費用でございまして。18ページに絵がございまして。先ほど申し上げますとおり、ウラン鉱山からウランの鉱石を加工してまいりまして、ウランの燃料工場から点々の中の一番右側、原子力発電所に入ってくる、つまりウラン燃料になる、これはフロントエンドでございまして、これは燃料をつくっていくという過程でございまして。この費用が燃料費になりまして、このうちの実際燃やす部分、これが原価として入ってくるというのは先ほど申し上げたとおりでございます。

他方で、発電した後の使用済燃料でございましてけれども、これを再処理工場に持って行って廃棄物と再び使える燃料に分けるという再処理を行うというのが①でございまして、再処理費になります。それから、その上で高レベルの廃棄物につきまして処分していくと、これが特定廃棄物処分費②でございまして。それから、3つ目に原子力発電所の年限がたったものについて解体して廃炉にしていくと、そのための費用が原子力発電施設解体費でございまして。いずれも後で出てき

ますけれども、法律なり制度に基づきまして、やや機械的に算定がされていくといった費用でございます。

19ページ以降、使用済燃料の再処理等発電費でございます。これにつきましては、20ページの一番上でございますけれども、原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積み立て及び管理に関する法律と、いわゆるバックエンド法という法律に基づきまして、再処理の費用としての積み立てを義務づけております。その費用につきましては、参考1のほうに若干書いてございますけれども、再処理業者である日本原燃に支払う費用につきまして、事業者からの届け出を基礎に経済産業省で算定をします。それを各電力会社に通知を行いまして、その額を積み立ていくというのが法律上のスキームになってございます。この費用につきましては、積み立てる際に受益者負担の観点から料金から回収するというふうになってございます。

21ページでございますけれども、そういった制度措置と申しますか、法律に基づき算定する費用が上のほうの制度措置分、日本原燃分ということで大半なんですけれども、それ以外にその他ということで輸送費等がかかってございます。これは法律上の通知等のスキームに基づくものでなくて、実際に各電力会社が契約する費用に基づきまして、原価が算定されているということでございます。

したがいまして、22ページに査定方針策定に当たっての論点でございますけれども、先ほどの法に基づく制度措置分につきましては、実際にその法律及び供給契約等に基づいて算定されるということがしっかりされているかということが論点になってございます。他方でその他費につきましては、実績値をもとに算定されているということですが、これにつきましては、効率化の余地としてどのようなことを織り込んでいるかというのが論点になろうかと思えます。

23ページ、特定放射性廃棄物処分費、最終処分の費用でございます。

これは24ページでございますけれども、特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律というものに基づきまして、費用を拠出していくということが法律上決まっております。これにつきましても、拠出金の額は単価が決まりまして、それに廃棄物の量を掛け合わせまして拠出金の額が出てくるということで、これについても料金原価に入っているということでございます。

25ページに概要がございますけれども、これについての論点としましては、先ほどのおり法律に基づき、きちんと算定されているか。それから、供給計画に基づいて量がしっかり算定されているかということが論点かと思えます。

26ページ以降、原子力発電施設解体費でございます。これは前回ちょっと議論になりました福島第一から第四の解体費用とは異なりまして、通常一般に発生する原子力解体費用でございます。これも非常に遠い将来と申しますか、将来に発生する費用ということであらかじめ発電を行

う時点で積み立てようということで、これにつきましては、見積額をモデル的に策定しまして、それを発電電力量で基本的に割り戻すことで引当額を定めております。これは経済産業省令に基づきまして、算定がされるということになってございます。

実際は28ページでございますけれども、この福島第一、第二につきましては、今回ゼロとなっております。これは発電しないものですから当然ゼロになると。それから、柏崎刈羽につきましては、ここに書いていますように、2号機を除いて稼働するというので、その稼働状況に合わせて積立額が決まっているということでございます。

ちなみに福島第一の1から4号機につきましては、これは当然途中で、つまりフルに運転した場合にトータルで積み上がるという制度でございますので、当然途中で廃炉になりましたので積立不足があると。その積立不足につきましては、特別損失で処理されているというふうに理解しております。

査定方針策定に当たっての論点、いずれもこの3つの費用を審査要領上は特段の記載がないものですから、ここでご議論いただくこととなりますけれども、基本的に先ほどの法律なり省令及び供給計画に基づいて算定されているものをきちんと確認していくということかなと思います。

私からは以上です。

○安念委員長

どうもありがとうございました。毎度同じことを申し上げて恐縮ですが、ただいま事務局からご提起いただきました論点ですが、別に委員の皆様にはこれに拘束されるものではございませんので、新たな観点からの新たな論点の提示はもちろんウエルカムでございますので、その点でよろしくお願いをしたいと存じます。

それでは、東京電力さんから申請内容についてご説明をお願いしたいと存じます。大体20分程度でお願いできますでしょうか。

○高津東京電力株式会社常務

通して全部でございますか。

○安念委員長

はい、お願いします。

○高津東京電力株式会社常務

わかりました。では、資料、右上5-1、燃料費のほうから1コマ目をごらんください。

今回の原価に織り込みました自社電源の燃料費、電力量、単価になります。原子力の稼働が低下する一方、火力発電電力量が大きく増加するために、前回改定と比較しまして右から3番目のところ、原子力の燃料費は205億円の減少、火力燃料費は4,900億円弱の増加となる見込みでござ

います。石油系、ガス系、石炭系おのこの発電単価は前回と比べますと、石油系は微増にとどまっておりますが、ガス系と石炭系の増加幅が大きくなっており、この背景につきましては、次の2コマ目をごらんいただきたいと思えます。

3つのグラフを示していますが、円ベースで見まして、前回と比べ原油が微減、LNGや石炭の市況は大きく上昇してございます。

3コマ目をごらんください。国際的なエネルギー市況が高騰している中で、当社の火力燃料費削減の取り組み内容をご説明いたします。まず、原価策定に当たり織り込みましたコストダウン方策を説明いたします。

緊急設置電源の燃料を経由から都市ガスに転換することによって、価格差分のコストを削減してございます。また、燃料単価につきましては、契約先との厳しい交渉の結果、値下げを実現しております。経済性に優れる電源の活用については、運転計画の最適化を図りまして、割高な電源の稼働を抑制してございます。また、このほかに中長期的な燃料費抑制のための取り組みもご紹介いたします。調達元及び調達価格の多様化について、一例としてシェールガスを原料とするLNG、これは北米天然ガス価格にリンクした形で導入を図ることで価格変動リスクの低減を期待してございます。割安な低品位の燃料については亜歴青炭や発電用として運用が難しい原油、そんなものでも安定的な運用を前提に活用することでコスト削減が期待できます。共同調達についても従来同様、案件ごとにメリット、デメリットを検証して進めてまいります。燃料の調達面ではこのような市場環境、コスト削減策を考慮しておりますが、次に4コマ目で電源運用の考え方をご説明いたします。

グラフにお示ししているとおり、発電単価やその他運用上の制約を考慮しまして、コストが最も安くなるように電源の運用をしてございます。

5コマ目をごらんください。火力燃料配分についてご説明いたします。

前々回ご説明いたしました、補修契約や発電熱効率、燃料価格といった火力電源の特性、それから環境面の制約などを踏まえた上で発電単価が低い順番に割り当てることを基本としてございます。詳しくは11コマ目にあるんですが、後ほどというふうにごらんいただければと思えます。

6コマ目をごらんください。

今申し上げました考え方に基づきました燃料の消費数量、表のとおりでございます。火力の発電量が前回に比べ大幅に増加にしておりますが、安価な火力からの当てはめを基準に計画した結果、石油は減少してございます。

7コマ目をごらんください。

今回の原価算定の結果をお示ししてございます。原子力の再稼働については安全対策に基づく

地元の皆様のご理解と国の承認が前提なのはもちろんですが、原価算定上は仮定ではありますが、織り込んでございます。火力発電量の減少に伴いまして、火力燃料費は低減となる見通しでございます。また、火力平均の発電単価も石油系の稼働率を抑えた結果、毎年低減してきております。

少し飛びまして、次に12コマ目をごらんいただければと思います。ここからは各燃料の調達につきましてご説明いたします。

まず、石炭なんです。政情が安定しており、埋蔵量も豊富な豪州から調達してございます。また、価格変動リスクを抑えるために取引先、石炭銘柄及び契約時期の分散に加えまして、値決めについては市況連動価格、固定価格などを組み合わせているほか、入札も実施しております。右の表をごらんください。24年の1月から3月の全日本通関石炭価格に比べ、当社の織り込み価格は割高となっております。しかしながら、当社が調達している石炭、これは重量単位の熱量が高く、また、灰などの廃棄分を抑制できるなど環境面で優れておりまして、トータルで経済性があると考えてございます。同じ豪州からの石炭と比較した場合、日本の価格、これが150.8/トンより低廉に織り込んでございます。

13コマ目をごらんください。LNGにつきましてご説明いたします。

安定調達の観点や設備などに巨額の投資を伴いますことから、相対による10年から20年程度の長期契約を主体にスポットとか短期契約によって需給変動に対応しております。スポットLNGは価格の変動が大きいことに加えまして、必ずしも所要の量を確保できるものではないことから、基本は長期契約で手当することとしております。左の帯グラフのとおり、調達元の多様化を進めておりまして、安定調達に加え、売り主間の競合による経済調達を図ってございます。なお、当社の長期契約は石油メジャーとかあるいは国営石油会社といった売り主と直接契約を結んでございます。

14コマ目をごらんください。

これは今回の織り込み価格ですが、平成24年の1月から3月の全日本通関LNG価格と比較しますと、1.7%程度割高となっております。その理由ですが、一般に長期契約のLNGは5年間隔程度での価格見直しが多く、合意価格の水準は交渉時のLNG市場に大きな影響を受けます。したがって、契約の構成比や交渉時期などによりまして全日本と当社価格には差が生じます。グラフのとおり、過去の推移をごらんいただきますと、濃い折れ線の当社のLNG調達は薄い折れ線の全日本通関により競争力を有してきたことがおわかりいただけるかと思えます。棒グラフは差分を示しているわけでありまして。しかし、当社の足元の長期計画、LNGに適用している価格のすべてに19年の柏崎刈羽の停止に伴うLNG需要の急増やリーマンショック前の記録的な油価高騰などでLNG市場が全体的に売り手市場となったこういう厳しい時期に契約に基づいて価

格見直しを行ったと、こういう影響が残っております。今後迎える価格見直しの際には、よりよい条件を勝ち取るべく厳しく交渉を進めてまいります。

15コマ目をごらんください。

算定期間内に価格見直しが予定されている長期契約が約800万トンございます。これについては価格交渉状況、LNG市場環境、コストダウンを総合的に勘案しまして、合理的と判断される水準で原価に織り込んでおります。価格を初めとしまして、売り主間での締結済みの契約内容の見直しには両社の合意が必要となりますが、当社からの一方的な値下げ要求は売り主の合意が得られないものと思います。また、当社からの一方的な契約解除もLNG契約の場合にはテイク・オア・ペイと言われる違約金のような規定がありまして、コスト削減というわけでは選択肢とはなりません。当社としましては、契約満了時や見直しの時期に一層の効率化追求をしていく努力をやってまいります。

一方、新たに今後調達するLNG、これは燃料費を抑制するために長期契約価格よりも低い価格で原価に織り込んでございます。これは上流事業参画や過去40年のLNG取引による供給者との信頼関係、LNGの取り扱い者との幅広いネットワークなどの調達力強化に向けたこれまでの取り組みを生かすことで織り込んできているものでございます。

飛びまして、19コマ目をごらんいただけますでしょうか。これは重原油の調達についてでございます。

当社は環境規制遵守や設備コスト抑制のために低硫黄重原油を使用してございます。低硫黄原油は産油国の内需拡大、それから埋蔵量の枯渇化などによりまして供給力が低下しておりまして割高となっております。調達については供給力や需給変動対応力に富む国内の石油元売り会社や商社との1年契約を基本としてございます。右の表をごらんいただきますと、今回の基準燃料価格となる1月から3月の全日本通関原油価格と比べますと、当社のほうが割高となっております。これは、当社のほうは環境対応に優れた低硫黄なので、9割を高硫黄の中東原油で占める全日本、これと比較しますと単価が高くなります。一方、脱硫対策などの設備や廃棄物のコストなどが抑制できるわけでありまして。

20コマ目をごらんください。各燃料の価格構成についてご説明いたします。

各燃料とも価格の9割程度が国際エネルギー市場によって決まります。このような中、当社はLNGを中心にガス電開発や海上輸送などのこれまで売り主に独占されておりました上流部門に参画することでサプライチェーン全体を通じた調達力の強化を進めてまいりました。また、調達ソースを多様化することによる売り主間の競合環境の創出、LNGの価格が原油に比べ熱量ベースで割安となるような価格決定方式、こういった工夫によりまして経済性を追及してございます。

それで、諸経費については委託先との厳しい交渉や入札による単価の引き下げを原価に反映させてございます。委託業務の中には特殊な業務などコストの引き下げが難しいものもありますが、今後も交渉や入札などを通じてコストダウンに努めてまいります。

以上が火力燃料に関するご説明でございますが、続いて核燃料についてご説明させていただきます。

26コマ目をごらんください。

核燃料費、これは原子炉に装荷した原子燃料の取得原価を燃焼度合いに応じて核燃料減損額として計上するものでございますが、今回の申請原価は原子力の発電電力量の減少に伴いまして、前回改定と比較して約205億円の減少となっております。年度ごとに見ていきますと、原子力発電所の稼働がない24年度につきましてはゼロとなっております、25年度以降、仮定ではあります、運転を再開した号機について順次減損額が計上されております。

27コマ目をごらんください。具体的な費用化の方法でございますが、核燃料減損額は原子炉に装荷された核燃料の取得原価を燃焼度という単位で費用計上していくものでございまして、今回の原価算定においても同様の手法により算定してございます。

飛びまして29コマ目をごらんください。

核燃料減損額の算定の基礎となる取得原価ですが、ウラン鉱石の調達から成型加工までの各工程における投資額を核燃料試算として計上した者です。取得原価構成は右の図に示したとおりでございます。原子燃料はウラン鉱石の調達から各工程を経て原子力発電所において装荷されるまでに約2年を有します。また、エネルギー密度が高いことから、原子炉への装荷から取り出しまで燃焼期間は約5年要します。したがって、燃料手配から燃焼完了まで約7年を要するということになります。また、期間のみならず調達環境という視点から見ますと、化石燃料の世界とは異なりまして、マーケット規模が相対的に小さいことから、製造業者、事業者が極めて限定されているとの特殊性があります。例えばこのウラン精製事業におきましては、上位8社で世界のウラン供給の85%を占めてございます。高い技術力、ノウハウを有する濃縮事業であればわずか5社しかございません。そのため当社を含む原子力事業者は、その調達に当たりましてコスト低減を最大目標としつつ、同時に安定調達のための調達先、委託先の多様化、一定の在庫保有ということが重要になります。

30コマ目をごらんください。

原子燃料の取得原価の費用化は、燃料取得時や燃料装荷時に一括して行うのではなくて、原子炉への装荷後に燃焼に応じて長期にわたって評価することに特徴がございます。以下、31コマ目以降は各工程の概要でございますので、説明は割愛させていただきます。

引き続きまして、右上資料5－2の地帯間・他社・購入・販売電力料についてご説明いたします。

1 コマ目ですが、当社は従来から安定供給、経済性の観点を踏まえまして、需要電力量の2割程度の電力を外部から調達しております。この表では購入、販売、この電力量の総額及び前回改定との差異を記載してございます。なお、この地帯間というのはほかの電力会社との電気の売買、他社というのは電力会社以外の発電会社との電気の売買のことでございます。前回改定と比較しますと、表の右端、購入電力量が650億円増加する一方、販売電力量は118億円減少した結果、購入販売差し引きとしては767億円の増加となっております。

2 コマ目をごらんください。購入・販売電力料のうち今度はまず購入電力料の算定でございます。特にボリュームが大きい他者購入につきましては、3コマ目から5コマ目でどういった発電会社と取引しているかの概要を記載しましたので、まず、先にこちらのほうをごらんください。3コマ目の概要の1というところですが、これは、卸電気事業者は特に規模が大きいものでありまして、電源開発様や日本原子力発電様2社から購入しております。卸供給事業者も比較的規模が大きく長期の契約を締結しているものですが、都県の公営電力や当社も出資している協働火力などがございます。

4 コマ目の概要2のほうをごらんください。卸供給事業者としまして、そのほかにIPPと呼ばれる独立系発電事業者がでございます。当社では過去3回、卸電力入札募集を実施しまして、長期の契約を締結してございます。

5 コマ目の概要3ですが、当社では新エネを含めさまざまな自家発電設備からの電力購入を行っております。特に震災以降、供給力対策としても積極的に購入してございます。また、太陽光からの購入についても平成23年度末で約30万件に達してございます。このような多種多様な発電会社から電力を購入しております。

それで、2コマ目に戻っていただけますでしょうか。

これ、全体なんです、購入電力料の原価算定に当たりましては、後ほどご説明いたします総合特別事業計画での合理価格を織り込んでおりまして、なお、その電力料については第2回の委員会でご説明しました前提計画の供給力想定に基づいております。前回改定と原価を比べますと、原子力発電所の停止などに伴いまして、受電電力量が減少している一方、新規発電所の運転開始や自家発からの購入拡大及び燃料価格の上昇などに650億円の増加となっております。また、単価が2.58円/kWh上昇していますが、主な要因は東海第二原子力などの停止に伴う単価増でございます。これについては9コマ目で説明を詳しくいたします。

次に、6コマ目をごらんいただきたいと思っております。今度は販売電力料のほうの算定概要でござ

います。

前回改定と原価を比べますと、今回の当社料金改定に応じた価格アップによる販売収入の増を見込んでいるものの、新電力への卸販売であります常時バックアップ契約、これの減少などに伴いまして118億円の減少となっております。

その下、7コマ目ですが、今回の購入電力料の原価算定に当たりましては、表中にありますような経営合理化方策によりまして3カ年平均で95億円の合理化を見込んでございます。この中で①の共同火力等の固定費削減交渉、これにつきましては、24年度においては各事業者に対し緊急的なコスト削減を要請いたしまして、鋭意交渉した結果、目標の合理化額相当を織り込んだ契約を締結することができましたので、その成果を申請料金に反映しております。25、26年度においては多くの契約料金について今後の交渉が必要でございますが、合理化目標を達成する前提で申請料金に織り込んでおりまして、この目標を達成すべく鋭意交渉してまいりたいと考えてございます。

③のI P Pとの契約更改交渉に関しましては、契約が満了するI P Pに関するものでございます。これにつきましては、8コマ目をごらんいただきたいと思います。

先ほどご説明したとおり、当社は過去3回I P Pの入札を実施し、14契約を締結しておりますが、これらの契約については26年度以降、順次契約満了を迎える予定でございます。そのうち26年度に満了を迎えるI P Pとは、満了後の扱いについて現在まさに協議中でございますが、今回の申請原価につきましては、I P Pとの契約更改交渉の中で平成26年度に41億円のコスト削減目標を達成する前提で算定してございます。

9コマ目をごらんください。

こちら論点として挙げられていました購入・販売電力料における原子力発電についてご説明いたします。

当社は東北電力、日本原子力発電との間で原子力発電所からの電力の売買を行っております。他社の原子力の具体的な再稼働見込みにつきましては、当社として予断を持っていませんが、再開時期は未定と考えておりますが、今回の前提計画では、当社が購入する原子力発電については24から26年度は運転なし、27年度からは一定の稼働率を仮定して織り込んでございます。一方、当社が販売する原子力発電に関しましては、柏崎刈羽1号については安全・安心を確保しつつ、地元の皆様のご理解をいただくことを大前提に25年度からの再稼働を仮定しております。また、福島第二の3、4号については10年間未定としてございます。これらの計画については、対象ユニットの運転開始から運転終了までの長期間にわたり電力を受給すること並びに受電会社は権利割合に応じた費用負担をすることとしてございます。したがって、今回の申請原価につつま

しても、購入、販売ともに長期の契約関係に基づき原価算定期間中の運転が見込まれていないユニットについても、各年度に必要と見込まれる維持運営費などの固定費を権利割合に応じて織り込んでございます。

10コマ目をごらんください。卸電力取引所の活用についてご説明いたします。

卸電力取引所は、電気を卸したい事業者とそれを買ってお客様に小売販売したい事業者が一同に集まって電気の売買をするところです。わかりやすくあらわしますと、商品の卸市場に当たるものと言えまして、発電事業者などの生産者が持ち込む発電予定量をいわばせりにかけて商店に当たる電力販売業者が仕入れる場所と。当社は昨年秋の経営・財務調査委員会報告なども踏まえて、収支及び受給状況を改善することを目的に卸電力取引所を最大限活用することとした方針を策定しておりまして、取引所からの調達が当初の電源コストより安い場合は取引所から電力を購入することで当社電源の焚き増しコストを抑制しています。取引所で当社電源よりも高く電力を販売できる場合は、取引所への販売により利益を獲得いたします。当社は図のようなプロセスを繰り返し、電力取引を実施しております。今回の申請原価では、取引所からの調達側で6億円程度、取引所への販売側で1億円程度のコスト削減額を見込んでおります。

11コマ目をごらんください。参考といたしまして、取引所のスポット取引における当社の具体的な活用方法についてご説明しております。

スポット取引というのは翌日受け渡しをする電力、これを取引する市場で、1日を30単位で区切りまして、48の時間帯に分割し、各時間帯ごとに売り手と買い手それぞれから入札を受け付けまして、取引を成立させております。当社では、販売については発電コストを上回る価格、また、調達においては発電コストを上回らない価格を設定してございます。販売と購入を同時に入札しているため、市場価格が販売価格を上回れば売りが成立、市場価格が調達価格を下回れば買いが成立、各時間帯で販売または購入が可能となります。ただし、例えばこの上の図の購入のところですが、16時から20時のように入札した価格が市場の価格より低かったために購入できないといったことも起こります。この場合、購入できる時間帯をふやすために購入価格を上げればよいのですが、当社の購入価格が上がったことによって市場価格も上がり、その結果、価格面でのコスト削減効果が小さくなる可能性が出てまいります。

また、高い購入価格を設定しますと、ある程度のコスト削減効果は期待できるため、購入量をふやす必要があります。しかしながら、時間帯ごとに購入できる量には限界があります。そこで、コスト削減効果を極力大きくするために購入価格と購入量をうまく想定するが必要ありまして、当社では日々市場の状況を確認しながら、各時間帯ごとに購入、販売価格料を検討することで量をふやしておりまして、取引所におけるメリットを最大限活用するよう努力しております。

12コマ目以降は第2回の委員会でもご説明しましたけれども、供給力算定プロセスを示したものでございます。詳細の説明は割愛させていただきますが、他社からの購入する電力も自社電源同様、経済性を前提に電力量を算定してございます。

それから、原子力のバックエンドにつきまして、資料5-3をごらんいただけますでしょうか。原子力バックエンド費用についてですが、1コマ目をごらんください。

今回、原価に織り込んだ原子力バックエンド費用、3種類に分類されまして、その合計が年平均約668億円、原子力発電の稼働減などに伴いまして、前回改定と比較して約391億円の減少となっております。料金原価はおのおのの根拠法令、原子力発電所の運転計画に基づき算定してございます。

2コマ目のほうの参考のところをごらんください。

先ほどアラマ課長からもお話しありましたけれども、原子力バックエンド費用の概要についてですが、図の左上、①から時計回りに⑫までとなっておりますが、このうち四角の1番の部分、使用済燃料を再処理施設で処理するのに要する費用が使用済燃料再処理等費として整理されます。四角の2番の部分の使用済燃料を再処理した結果生じる高レベル放射性廃棄物の最終処分に要する費用として、特定放射性廃棄物処分費として整理されます。そして、四角の3の部分の原子力発電所の解体作業に要する費用、これを原子力発電施設解体費として整理されております。この四角の1から3を合わせまして原子力バックエンド費用と総称してございますが、3コマ目をごらんください。

まず、最初の使用済燃料再処理等費についてご説明いたします。

この費用は表の左、日本原燃分などの3つから構成されております。表の右から3つ目の列、3カ年平均の計が約516億円ですが、このうちの大部分502億円を日本原燃分が占めてございます。原子力発電所の稼働減などに伴い、前回改定と比較して189億円の減少となっております。

表の一番上の日本原燃分は、六ヶ所再処理工場の操業費などを使用済燃料の発生量に応じて積み立てるものでございまして、法律に基づいて算定してございます。なお、加工分については4コマ目で説明をいたします。

その中の次の海外再処理事業、JAEA分ですね。これは当社事業者との再処理契約に係る費用を引き当てるものですが、今回の原価算定期間中の費用計上はございません。輸送費は再処理工場までの使用済燃料の輸送に要する費用を計上しております。この輸送費の中で大部分を占めるのが六ヶ所再処理工場への輸送費ですが、当社はこの業務を原燃輸送株式会社に委託しております。原燃輸送は国内で唯一核燃料物質輸送を取り扱う会社ですが、同社ではコスト低減のために保有する輸送船や輸送容器といった特殊な設備の調達に競争入札を導入しております。また、

当社を含めた全電力大でも技術的視点などを踏まえた厳しい料金査定を行うなどコスト低減に努めてまいります。

4コマ目をごらんいただけますでしょうか。これは日本原燃分の積立金制度の概要を図で示したものとなります。

この中で左上の現行の積立金制度が導入された平成16年度より前までの発電分に対応した再処理費用に係る分、これが既発電分、いわゆる加工分でございます。この分は私ども電力会社のお客様だけでなく、託送料金を通じて新電力様から電気を購入されているお客様も15年間で回収し、積み立てるものとなっております。一方、右側の平成17年度以降の発電分に対応した再処理費用に係る分、これは将来発電分、これが当期燃焼分でございます。こちらは毎年度の使用済燃料の発生数量に応じて積み立てるものとなっております。これらの積み立ては透明性、安全性を確保する観点から、一番下段にある原子力環境整備促進・資金管理センターへ外部積み立てすることになってございます。

5コマ目をごらんください。

次に、2つ目の特定放射性廃棄物処分費についてご説明します。

この費用は、原子力発電環境整備機構、いわゆるNUMOが実施する高レベル放射性廃棄物の最終処分事業に関する費用を発電実績、これは暦年ですが、これに応じましてNUMOに拠出するものでありまして、法律としては特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律に基づいて算定してございます。原子力発電所の稼働減などに伴いまして、前回改定と比較して120億円の減少となっております。また、本制度が導入された平成12年以前の発電に係る過去分の拠出が25年度に終了することから、26年度は大幅に減少しております。

最後の6コマ目をごらんください。

3つ目の原子力発電施設解体費でございますが、この費用は原子力発電施設の解体費用を発電時点において毎年度の発電実績に応じて引き当てるものでございまして、法律としては原子力発電施設解体引当金に関する省令に基づいて算定しております。原子力発電の稼働減などに伴いまして、前回改定に比べ83億円の減少となっております。なお、福島1から4号機分は廃止決定後に省令上の限度額まで引き当て済みでありまして、今回の料金原価には算入しておりません。

以上でございます。

○安念委員長

どうもありがとうございました。それでは、もうどこからでも結構でございますので、ご質問、ご意見のある方はどうぞご発言ください。いかがでございますか。

契約の中身については全く素人ですので、一つ教えていただきたいんですが、LNGの契約に

については長期契約になって、これは私、当然だと思うんですが、大体5年がその価格の見直し時期になるということは、大体5年間は価格はもう固定ということになるのが普通だというふうに理解してよろしゅうございますか。

○東京電力株式会社説明補助者③

今のご質問に対しましてお答えします。今、安念先生おっしゃったように、長期のLNGの契約というのは、基本的にはやっぱり10年から20年契約というのがこれほとんど100%でございます。各売り主との間で例えば10年、20年も一定のいわゆる価格のフォーミュラー、これを決めるというものではなくて、今、先生おっしゃったように、例えば適用されるLNGの価格フォーミュラーを5年に一回基本的には見直しをしようというような契約になっています。したがって、先ほど高津のほうから説明いたしました資料、すみません、恐縮ですが、ここの16コマ目がございます。ちょっとすみません、参考のアジア向けのLNG取引の概要というのがあるかと思うんですが、これは手前どものご用意させていただいた資料です。すみません、資料5-1、そうですね。

○安念委員長

5-1ですね。

○東京電力株式会社説明補助者③

すみません、資料5-1ですね。その左の下で価格交渉、価格見直しのところで、LNG価格の一番左のLNG価格＝ $a \times \text{原油価格} + b$ という表があるかと思います。16コマ目です。

○安念委員長

はい。

○東京電力株式会社説明補助者③

5年に一回の価格の見直しというのは、適用されますこの a 、これは原油価格に対する連動性といえますか、感応度を例えば何%にするのか、あるいは b というのは定数でございます。この a と b の本当にざっくりいいますと、 a を幾らにする、 b を幾らにするというのを5年に一回サプライヤーとの間の交渉で決定をするということでございます。したがって、いわゆる固定価格、いわゆるフィックスプライスを5年間ロックするというわけではなくて、適用されるフォーミュラーを決めるということでございます。

以上です。

○安念委員長

それはそうだろうと私も思うんですが、そうしますと、5年間は買い主も売り主も相当高い機械費用のリスクを負うということになりましようね。というのは、LNGの価格というのは試供

品ですから、相当乱高下いたしますよね。そういたしますと、買い主にとっては例えば約定時のフォーミュラーでいくと結構高いときには高く出るようなフォーミュラーになると。そうすると、その後急に需給が緩んで安くなっても、その分のメリットは受けられないので、その分の機械費用のリスクは出るんじゃないかと思うんですが、そういう理解でよろしゅうございますか。

○東京電力株式会社説明補助者③

実績で申し上げますと、かなり今、先生おっしゃったようにLNGの価格は非常にボラティリティが高いといえますか、例えば原油価格の連動という部分になりますと、エネルギーの需給の逼迫したとりわけ2000年代後半、中越沖の地震が起きました2007年あるいはリーマンショックの直前2008年まで、かなりこれは需給が逼迫しておりました。そのときに5年目の契約の更改を迎えるに当たっては、かなり売り主としては強気な当然スタンスで臨みまして、ただ、これは私実際そういった交渉をやっていて、最長では7年間、5年間の契約を決めるのに実際7年、8年という非常に長い期間を、最後は仲裁までいくかいかないかというような厳しい交渉というのをやっております。したがって、これは手前ども東電に限らず、日本のバイヤーあるいは韓国もいわゆる消費側としてはいかに安くとにかくフォーミュラーを勝ち取るか、逆に言えばサプライヤーとしてはいかに高く売るか、その攻め合いでございまして、今、先生おっしゃったようにいわゆるマーケットが非常に緩い、緩和しているときには比較的安い価格で決まる。ただ、残念ながら2007年、2008年以降、この四、五年の状況というのはかなりタイトな状況が続いていますので、そういう意味で先ほどちょっと説明がありましたけれども、直近で決まった合意されたフォーミュラーというのはかなり高めのもを手前どもは一部残っているというような状況でございます。

したがって、今後価格交渉が2012年以降、12、13、14、3カ年の中で大体44%程度、1,800万トン中4割以上が更改の時期を迎えますので、その際にはいかに安いものを勝ち取るかという点で私どもは一層努力したいというふうに考えております。

○安念委員長

いかに安いものを勝ち取るとおっしゃっても、それはサプライヤーのほうは足元を見るのがこれは当然の話であって、要するに代替するものがなければこれは価格の需要弾力性が低いわけだから、高く売るといのはサプライヤーとして当然でございますよね。その価格フォーミュラーの見直し期間が到来したからといって安くなるという保障はもちろんないわけですが、その場合、しかし、当方といいましょうか、日本側としては何かバーゲニングの材料というのはあるんですか。

○東京電力株式会社説明補助者③

これは2つ私どもあるかと思うんです。1点目は、やはりこれは先ほどの高津からの説明にあ

りましたように、北米のシェール、これをやはり一つのブレイクスルーするプロジェクトといたしますと、これはヘンリーハブというのは今3ドルを切っているような状況でございます、これは早ければ2015年以降、大体数多くのLNGの成立するのは遅くとも2017年以降であろうと言われておりますが、いずれにしても、アメリカのDOE、エネルギー省がまだ許認可を出しているのは唯一1つのプロジェクトだけでございますが、なおかつ日本の場合にはアメリカとFTA、いわゆるフリートレードアグリメント、自由貿易協定を結んでいない。そういったFTAを締結していない日本に対して許認可が出るかどうか、これはわかりませんが、ただ、いずれにしても、ヘンリーハブにリンクしたものというのは、かなりこれはインパクトが大きいだろうというのが1点あります。

それから、2点目は、ここに来て例えば実は昨年からことし契約を結んだイクシスというこれはインベックスさん、国際石油開発がメインで76%の今シェアを持っているんですが、840万トンのLNG、これは西豪州から出るんですが、とうとうイクシスプロジェクトを初めとして数多くの新規のプロジェクトをやっぱりここ数年新しいプロジェクトを立ち上げる中で、サプライヤーとすればいわゆる最終投資決定をするためにある程度条件は妥協するというスタンスがございます。そういうふうな状況の中で、我々としても例えばイクシスだけではないんですが、新規のプロジェクトを立ち上げるに当たっては、サプライヤーがいかに最終投資決定を図れるようにタイミングよく、これはもう価格の面で例えばある程度我々として有利な交渉というものを引きずり出すといいますか、勝ち取ることができるというこの2つが北米のシェールあるいは新規プロジェクトの立ち上げに当たって、そういうものを例えば価格フォーミュラーあるいはSGの価格というものを高油価、低油価ではいわゆるスロップ、寝かせるというのをこれSG価格と言っているんですが、やはりそういうフォーミュラーの変化形というものを採用できたというのが実績でございます。そういうものをこれからもいろんな手段を考えながらやっていきたいと考えています。

○安念委員長

ありがとうございます。どうぞ、私だけしゃべっていてもなんですね。

どうぞ、秋池さん、その次、阿南さん。

○秋池委員

燃料費についてなんですけれども、こちらは1ページに、前回に比べてどの程度金額がふえたかというお話があるんですが、今回ふえてしまうというのはそもそもこの議論の始まりでもありますので、いたし方がないんですけれども、いろいろと部分的に削減の努力もされていて、その努力分があちこちに書いてあるのようですけれども、できれば1ページの部分にもあわせて書いて

ていただけますと、ふえてしまうのは仕方がない中でもどういう経営努力をされたのかということがわかるのではないかと思いますので、ご検討いただければと思います。それはお示しいただければと思います。

それから、購入電力料についてなんですけれども、こちらも総合特別事業計画に書いてある合理価格を織り込んでいるということなんです、具体的にどういう交渉をするということなのかかもしれないんですけれども、どういうことをするのかというのをもう少しお教えいただければと思います。

それから、話が戻って恐縮なんです、燃料費についてはサプライチェーン自体も非常に重要なんだと思いますので、単価と量もさることながら、サプライチェーンそのものでどういう合理化努力があり得るのかということをお示しいただきまして、それがこの3年間で織り込めるタイプのものできないものもあると思うんですけれども、織り込めるものはぜひ織り込んでいただきたいと思います。

○安念委員長

ありがとうございます。私も確かに燃料費を抑制する、どういう工夫によってどれだけ抑制できるのかということのを定量的にお示しくださいというのは非常に難しいこととは思いますが、できるだけ具体的に数字の形であらわしていただけると説得力が増すだろうし、先ほどご説明のあったようなバーゲニングの武器についても、より具体的にご説明いただけるとよろしいのではないかと思います。それから、とにかくIPPであれガスであれ、とにかく相手方の足元を見なきゃいけないわけですから、どういうふうに交渉を進めるのかというその具体策というのがあると、何となくわかりやすいかなという気がいたしますね。

阿南さん、すみません、お待たせしました。

○阿南全国消費者団体連絡会事務局長

とても難しく、なかなかついていけなくて、ちょっと教えていただきたいのですが、事務局から提出されています資料4の14ページに購入電力料について、この表の中に購入電力料の原子力のところですが、購入した電力料がゼロなのに、料金をこんなに払うというのはどういうことなのかということをご説明いただけますでしょうか。

○安念委員長

これは重要な点だと思いますので、ご説明ください。

○東京電力株式会社説明補助者④

ただいまの14ページに相当いたしますのは、私どもの資料の5-2で申しますと、2コマ目の表がございまして、こちらの一番上に地帯間購入電力料というのと、あと、その下に卸電気事業

者さんの中に日本原燃さんというのがございます。いずれもこれは先ほどちょっとご説明しましたとおり、1つは東北電力さんの購入分と日本原燃さんの東海第二という発電所がございまして、これが対象になるわけでございます。これらにつきましては、建設当初から私ども例えば東北さんの電源であれば開発参加、言ってみれば私は東北さんが新しく原子力発電所ユニットを使われるときに、私どもが一定比率を資金分担して開発参加しまして、その一定量を生涯にわたって受電し、その受電する対価として固定費並びに発電量に応じた関連費用をお支払いすると、これが契約になっております。これは建設の当初から発電所をとめるまで長期の契約というようなことで結んでおります。

それから、原子力発電所さんの東海第二につきましても、これは建設当初からこの建設に伴う資金への増資といいますか、それに対応する引き受け等も行つて、私どもの供給力として原燃さんに建設していただいたというものでございまして、これも建設の当初からこれは停止、廃止するまで長期にわたってこれに伴う固定費並びに関連費用をお支払いしていくと、このような契約になっております。したがいまして、今回はこのような状況の中で算定期間であります24年度から26年度の3年間、需給は未定ということで電力料の計上はしてございませんが、この需給の有無にかかわらず、その間にかかわる維持管理費用あるいは今の安全対策等にも取り組んでいただいていますけれども、そういったものにかかわる費用につきましては、きちんと私どもが対価としてお支払いをすると、こういう内容でございます。

○安念委員長

そんな難しいご説明をなさらずに、基本料金と重量料金みたいなものだというふうに言ってくだされば、我々素人にもわかりがよろしいんじゃないでしょうか。いいですか、そういう理解で。

○阿南全国消費者団体連絡会事務局長

これは建設費も入っているということですか。

○安念委員長

そういうことです。固定費部分は受電するボリュームと関係なしにとにかく一定部分、ベースの部分は払わなきゃならんと、そういう契約になっているということですよ。それはそうでしょう。それは要するに契約の内容がそうであればそうでしょう。よろしゅうございますか。

○阿南全国消費者団体連絡会事務局長

では、購入電力料ではないということですよ。建設費を払っているということですよ。

○東京電力株式会社説明補助者④

発電しなくてもその維持にかかわる固定費というのは発生いたしますので、これについては

お支払いすると、基本料金としてお支払いするというものでございます。

○安念委員長

そういう契約内容だそうでございます。またご疑問があれば後ほどどうぞ。

では、お二人の後に、永田委員のほうから最初に、その次に八田先生、その次に矢野さん。どうぞ。

○永田委員

それでは、電力のところは今の日本原子発電のところで一応東海第二については2011年5月から定期点検中かと思えます。これについては、先ほどのご説明では、基本料金はお支払いをするということと、それから、ここの稼働については基本的に3期間においては見ていない、つまり稼働はないという前提と理解していました。一方で、先ほど高津常務の話の中では単価が上がるというご発言があったんですけれども、それで若干私は、混同してしまったんですけれども、稼働はないという前提でよろしいんですか？

○東京電力株式会社説明補助者④

東海第二につきましては、稼働なしという前提でございます。

○永田委員

はい、わかりました。そうしましたら、2点目のご質問でございますけれども、2点目は核燃料減損額の計上のところでございます、これ資料5-1の27コマのところでございます。この計算式で基本的には装荷核燃料の取得原価掛けることの当該核燃料の設計総燃料度と、要は予定した総燃料と掛けることの実績の燃料だということでございますけれども、この計算式ですと、当初予定していた燃料度と実際の燃料度が異なった場合、操業度差異みたいなものですが、そういったものが発生した場合、料金原価にこれが前倒しで多く計上されるリスクがないか、可能性がないのかと思っています。つまり、設計した総燃料度と実際の総燃料度が過去において大体一致していれば基本的にそういった問題はないと思うんですが、そこがずれた場合、場合によっては前倒しで今回の料金の中に組み込まれるリスクがないかというのはちょっと確認したいと考えています。これは計算ロジックでのポイントでございます。

あと3番目は、バックエンドのところですが、基本的には再処理について先ほど積立金と、それから再処理利費用の引き当てという会計的処理については理解しておるんですけれども、一方で、前払い金がございますけれども、これについては先方が借り受けして、最終的にこの精算は相殺もしくはお支払いで戻していただけるという前提で考えればよろしいのでしょうか。

○安念委員長

では、2番目はいかがでしょう。

○東京電力株式会社説明補助者⑥

では、私のほうからお答えいたします。今の後段のほうのお話はそのとおりでございまして、前払い金のほうは後で戻していただくと。

○安念委員長

前払い金というのはあれですか、ダンプタイムで払っているんですか。一括まとめて定額で。

○東京電力株式会社説明補助者⑥

はい、まとめて支払いをしているところもございます。

○安念委員長

そうですか、わかりました。

○東京電力株式会社説明補助者⑥

それから、1つ目のご質問でございます。これは原子燃料、核燃料の場合は大体能力的にどの程度の燃焼度を出せるかというところが設計上大体決まっております、多少のばらつきはありますけれども、平均をすると、もうそれはほとんどそのままの数値になるというのは、これは計算の精度によるわけですが、かなり高く評価ができるというものでございますので、恒常的にどっちかプラスに振れるとかマイナスに振れ続けるとかということはないというふうにご覧いただきましてよろしいかと思っております。

○安念委員長

ということは、余り思ったよりも燃やし過ぎというのは普通ないと、そういうことですね。では、八田先生、どうぞ。

○八田委員

先ほど資料5-2の10ページの「卸電力取引所の活用」についてご説明があったときに、東電さんとしては、取引所価格よりも自社の販売費用が安いときに売り、高いときには買っているんだとおっしゃいました。しかし、前にも触れたことですが、取引所を使う人たちは玉が出てこないといつも言うわけですね。そこで、各時点ごとのメリットオーダーと、各時点ごとにフルに稼働していない発電所のリストがわかれば、そのような発電所の中での最低限界費用がわかります。取引所の価格の下で売り渋りがなかったか否かが明確になります。

それからもう一つは、今日出していただいた同じ資料の5-2の2ページですね。先ほど永田委員がご指摘になった表です。長期契約で外部から買ってくる電力のほうが自社の電力より安いのであれば最大限外部の電力を買った後で自社の発電をするということが原則であろうと思っております。限界費用のメリットオーダーが出てきますと、長期契約の料金と比べることによって、本当にできるだけ外から買っているかどうかはわかると思うんです。

毎時ごとの限界費用に基づくメリットオーダーを事務局に対してどういう形の数字ならお出しになれるかを伺いたいと思います。

○安念委員長

順番としては、次に矢野さんで、松村先生でよろしゅうございますか。メリットオーダーについてはそのように努力しておられるという定性的な説明は何度も承っているんですが、今、八田先生がおっしゃったように、限界費用が施設ごとにわからなければ本当にそうなっているのかどうか分からない理屈でございまして、これは何とかありませんか。

○東京電力株式会社説明補助者⑤

この場ではやはり私ども、これ競争でやっているものでございますので、ここにはできませんけれども、事務局のほうにはできる限り出したいと思っております。

○安念委員長

よろしくをお願いします。

矢野さん、どうぞ。

○矢野東京消費者団体連絡センター事務局長

2点ほどあります。先に資料4の先ほど阿南さんの質問に基づいた説明のところ、14コマ目ですね。今回のところのそういう原子力の電力料はゼロなんだけれども、料金が計上されていることはわかりましたが、そうすると、前回のところの比較からすると、今回のこの料金計が固定費等のほとんどそういう費用であるなら、どうして前回のところは低くなって、かつ電力料が多くなっているのかこの辺の理屈がよくわからないのでご説明ください。それが1点目です。

2点目は、先ほど燃料費のところでありましたが、資料5-1です。火力燃料の調達のLNGの長期契約と、それから5年ごとの見直しということで、今回は算定期間内の合意済み価格を見直すことは非常に困難だというご説明が文章の中に、15コマ目にあります。非常に厳しいということはわかりましたが、過去5年ごとの見直し等であって、それが電気料金の引き下げに影響したことがあるのかどうか。それから、今後3年間の計画の中では困難というふうに言われていますが、その4年後以降で結果として交渉して安く買えた場合に、それが直ちに電力料金の引き下げに反映されるのかどうか、その辺の見通しをちょっとご説明ください。

○安念委員長

いかがでございましょうか。

○東京電力株式会社説明補助者④

1点目の原子力を購入する金額が余り変わらないんじゃないかというご指摘でございますけれども、量が今回ゼロになったから、その量に伴ってお支払いする電力量料金、タイエンヒ分です

けれども、これについてはおっしゃるとおり今回減少しております。一方で、東北電力さんにしなくても東海原電さんにしなくても、今回の震災等を受けまして、それを復旧するための費用あるいは点検の費用、こういったものが前回よりもかさんでいるということが今回の契約の内容でございます。

○安念委員長

2番目はいかがですか。

○東京電力株式会社説明補助者③

今の2番目の燃料15コマ目の関係で今、ヤナギ部長からお話のあった件、これはまず事実を申し上げますと、この平成24、25、26の当該3年間の期間中に当社が契約を結んでいるのが現状今、8つの長期プロジェクトがございます。そのうちの4つのプロジェクト、すなわち半分、プロジェクトの数にしますと半分、量にいたしますと1,800万トンのうちの800万トンというのは、これは契約を開始してから例えば5年ごとに順繰り、順繰りで価格の見直しをする。その契約の見直しの時期を迎えるプロジェクトというのが4つございます。それに関しましては、今、局長のほうからお話がありましたように、平成24、25、26の中でもう既に契約の更新の開始をしているプロジェクトがございますので、これについて私どもは鋭意何とか現状の値段に対しまして、少しでも安いということで契約の交渉に臨んでいるというのがまず1点目。

それで、今ちょっとお話のございました見直しをすることが相当困難と、15コマ目のこのブロックの一番下から2番目に書いてあるんですが、これは例えばここで申し上げているのは、この1,800万トンのうちの契約の見直しの対象外、すなわちこの白抜きの約1,000万トン、平成24年から26年までの3年間の価格について既に合意されているプロジェクト、これについては例えば一つの物品のものを買うときに5年間大きな環境の変化というものが生じることがない限りは、一回決めた値段というのは、これ変えることはできません。これは国際的な取引、各国有石油会社あるいは海外のサプライヤーと直接これをやっていますので、それについて見直しすることは非常に難しいということを申し上げているのであって、そういうことでございます。

その関係で、例えば料金改定以降、すなわち平成27年度以降、もし仮に安く契約価格が決まった場合というお話があったんですが、これについては今回の料金の改定というのは、算定期間というのは平成24、25、26の3年間ということでございますので、これについてまた改めてそこについてはその時点での料金の中に反映させていただくというようなことで考えております。

以上でございます。

○安念委員長

3年後はお楽しみと、こういうことでございますな。

松村先生、どうぞ。

○松村委員

まず、石油や石炭に関して全日本平均と今回の乖離があるというのに関しては、一応説明は書いてあるのですが、このような理解でいいのでしょうか。つまり石油や石炭は発電事業以外にもかなり輸入されており、発電事業以外に輸入されているものはこういう性質、環境特性とかが必ずしもここまでよくなくてもよいとか、品質がよくなくてもいいというものも入っているので、したがって、その差分が出ていると、こういうことなのか、あるいは東京電力さんが特にこういうことをやっているのかというこの2つの違いが重要です。

したがって、それをわかるためにデータとして全日本通関価格との差だけではなくて、例えば他電力さんに比べて高い値段で買ってはいないというようなことを示していただくか、あるいは他電力よりももし高い値段で買っているということであるとするならば、他電力以上に環境対応が必要なのでこうですと。あるいは他電力以上に発電効率を向上させているんです、だからこうですというのなら、他電力に比べて発電効率はこんなに高く、だから石炭の値段がこう高いんですというようなことで示さないと、これだけではちょっとよくわからないので、石油と石炭については他電力と比べてどうなっているのかというようなデータもぜひお願いします。

それから、LNGに関しては、特にここがこれから主力になってくるはずですから、非常に重要だということもわかりますし、努力してくださっているということも大変わかった。そういう意味では、第1回のときにシェールガスはリーンだから購入は難しいとか、そういうわけのわからないことは言わないほうがよかったんじゃないかな。昔買っていたアラスカのLNGがリーンで使えなかったなんていうことはないわけですし、何もそんなことを言う必要はないかなと。

それからもう一つは、すべてのことの手の内を明らかにすると、むしろ交渉上マイナスだと。国益に反するというようなことに関しては、きょういっぱい意見が出てきたわけではありますが、あえて言わないということもあり得ると思います。むしろこっちは手段がこんなにいっぱいあるぞということによって交渉力が高まるようなことは積極的に公表してください。最後はやはり結果を見てということだと思うので、何年か後を見ていろんな交渉力というのを考えて一生懸命削減しました、世界の輸入価格との差をこんなに縮めましたという結果を私たちは見るのが重要なんだろうと思います。

それから2点目、他社電力の購入電力料に関してですが、先ほど原子力の件、東北電力さんとの件と原電さんとの件というのはよくわかりました。ただ、それが正しかったかどうかというのは契約を見ないとわからないので、実際には1年更新という格好になっているんだとすれば説得力は全くないということになるわけで、長期契約でそういう意味でその改定の更新ができない

契約になっていると、そういうご説明をいただいたんだと思います。本当にそうになっているのかどうかというのは、言われただけではわからないので、一応チェックしないとこの委員会の役割を果たしたことになりません。ご説明を聞いた限りでは、それが経営情報だから出せないということはないように思えたのですが、全額ある意味でコストベースにして、ある意味で契約を結んだ時点は相当前のはずですから、そのときには完全に地域独占と、それから公営事業特権に守られた世界で結んだ契約なわけですから、これが企業情報で公開ではないとは私には聞こえなかったんですが、しかし、それでも本当に公開できないということがあるのであれば、事務局がちゃんとチェックし、なおかつ企業情報だから公開できないという理由が正当であるということを経務局からちゃんと説明していただくということですが、私としては基本的に契約を見せていただかないと判断のしようがありません。

そんな難しい契約を見て、お前のような素人がわかるわけがないじゃないかと、そういうふういきっと思っておられると思いますが、それでも見る人がちゃんと見ているかどうかというのは大分違うと思いますので、ぜひその点は検討してください。

それから、購入電力に関して、この後の原燃の部分もそうなのですが、コストベースで料金に入っている部分に関しては、先方のコストの部分で寄附金だとか広告費だとか営業費だとか、そういうたぐいのものは一切入っていませんねということを確認させてください。

それから、先ほどの原電あるいは東北電力との契約のところ、いわばレートベースに事実上入り、その事業報酬率が事実上購入費という格好で入ってくるということはありませんねということを確認させてください。3年間動かないということを見込んでいるようなものなら、当然もし自社の電源であったとすればレートベースに入っていないと思います。同じコンシステントの扱いになっているかどうかというのを確認させてください。

それから、ほかの購入電力に関しても、先ほど言った寄附金だとか営業費だとか広告宣伝費だとかというのは、入札でやったところだとかそういうふうにはコストベースになっていない、規制によるコストベースになっていないところに関しては、基本的に関係ない。そんなところまで先方にご迷惑をおかけする必要はないと思いますが、コストベースになっているところについては、そのようなものが入っていないということを確認ください。それがもう確実ならきょうすぐ答えていただいてもいいんですが、そうでなければ一応帰って調べてみてください。

それから、今度原燃さんの関連のところなのですが、理解できないところ、事務局の資料4の21ページですが、まず、最初に積立金(将来分)のところ、前回と今回で確かに今回減っているわけですね。しかし、キロワットアワーベースで言うと3分の1程度になっているのに対して、ここのコストはそのキロワットアワーベースの減少とかなり平仄の合わない大きな額になってい

ます。これはどうしてなのかという理由を説明してください。

それから、同じページの六ヶ所工場への輸送というところで、前回マイナス精算額反映というのは、これはもう全く理解不能です。料金は基本的にフォワードルッキングなので、前回のところで予想以上に輸送量が少なくなって、その分払い足りなかったので、今回追加して払いますというようなたぐいのものは料金に本来入らないはずです。いや、その説明は東京電力のほうの5-3のところでもちゃんと説明しておるのだと。ごめんなさいね、5-3の資料の3コマ目のところの注2でちゃんと説明しているのだという回答だと思うんですが、そこを読まなくて質問しているのではなくて、読んでわからないから教えてくださいという質問なので、ここはどういうふうになっているのかをこれを読んでもわからなかった人向けにわかりやすく説明していただけるでしょうか。

それから、先ほど言った原価におかしな費用は入っていませんねというのは、例えばこの原燃輸送とかというようにところに払うコストに関しても、そういうコストは入っていませんねということを確認させてください。

以上です。

○安念委員長

多岐にわたりますが、どうぞお願いいたします。

○東京電力株式会社説明補助者③

まず、今、松村先生からご質問といたしますかご意見がございました燃料に関してちょっと私のほうからかいつままで申し上げます。

まず、石油と石炭について、これはおっしゃるとおり弊社のほうからお出した資料にもありますとおり、いわゆる全日本の通関C I Fの価格に比べますと、相対的に若干割高であると。2%程度の割高ということで石油あるいは石炭もあるんですが、先ほど松村先生おっしゃったとおり、例えば石油の場合ですと、これは資料の手前どもが用意させていただきました資料5-1の燃料費の19コマ目にあるんですが、ミナス原油、これは当社が買っている代表的なインドネシアの原油でございます、これは硫黄分が0.1%の原油でございます。

ご案内のとおり、ドバイというのはこれ中東の原油で、これが代表的な油種でございますが、これはもう本当に釈迦に説法になろうと思いますが、日本の原油の約9割以上がこういった中東のものであって、大体S分については2%から3%、ところが、弊社が買っておりますミナス原油のS分、これは0.1%でございます。

これはなぜかという2つございまして、1つはやはり環境規制の問題で、東京湾内ではS分0.1%という環境規制がある。一番ハイサルファであるのが鹿島火力でさえ0.3%以下、福島県の

広野火力、これは福島第一のすぐ南にございますが、ここの環境規制は0.2%以下という、いずれにしても0.1、0.2、0.3という極めてこれは低硫黄の重原油はたけない。したがって、ドバイの原油を生だきはできない。先ほど松村先生おっしゃったように、ドバイの原油というのは、これはもう電力以外の主要な石油会社がいわゆるクラッキング用、いわゆるトップ精製の原材料としてここからいわゆる白物であるガソリン、灯油、ジェット燃料等々、そういった連鎖する原燃料として買っている。弊社の油の使用量は大体日本全体の1%程度でございます。したがって、非常にポーションは少ないです。そういうものでございまして、環境規制の問題は非常にやっぱり使用される、輸入できる、調達できる油種が限られております。これが1点目です。

2点目は、先ほど先生から他の電力会社との比較ということのお話ございましたが、当社の場合には、石油火力というのはピークシェービング用ということで、基本的にこれは調達する重油、このスペックでもってすべて低硫黄分でクリアしている。ところが、他電力さんの場合には一部、特に西側電力さんの場合には脱硫装置をつけて、例えば東京、大阪あるいは名古屋の湾内もかなり環境規制は厳しいんですが、ただし、東京湾内では、相対的には環境規制は緩い。緩い中で脱硫装置をついている発電所はございますので、かなり重原油のいわゆる調達コストという面では相対的には、これは当社のほうが高いというのが事実だと思います。

ただし、今も申し上げたような脱硫コスト等々、そういった固定費を全部加えたいわゆる全体の発電のコストという面で実績を見ますと、ちょっときょう我々お示しすることはできませんが、ほぼほとんどもしくは大体コンクルードしているようなレベルにあるというのは、これが石油でございます。

それから、石炭に関してでございますが、これは私ども用意させていただきました資料で申しますと、スライドのこれ12コマ目でございますが、これは先ほどの説明の中にありましてとおり、オールジャパンで1-3月は145.9ドル、当社は原価織り込みで1-3月に実際買っている調達価格というのは148.75ドルです。これもうちは昨年、平成23年度中は豪州100%でございました。豪州は例えばほかのインドネシア、これはかなりスペックが悪いです。そういうものに比べましてどこが違うのかというと、非常にカロリーが高い、それに一方ではいわゆる灰分、それからあとは硫黄分、それからあとは窒素分というものが非常に少ないいわゆる一級品のものでございまして、そういう面では相対的に豪州の特にシドニーの北のニューキャッスルから出るというのは、ハンターバレー地区の石炭というのは、いわゆる当社のスペックに見合ったものでございますので、相対的に石炭の価格は高いんですが、逆に言えば低硫黄あるいは低灰分ということは灰の処理コストが非常に少なく済みます。したがって、二次的なそういった全部のコスト、トータルコストを考えると、いわゆる石炭代は多少高いけれども、結果として出口側ではほとんどパリティ

イになるというふうに私どもは理解しております。

それから、先生先ほどシェールガスのお話もありましたが、手前ども、これはシェールがどこまで日本に入ってくるのか、これはアメリカのエネルギー政策いかんであると思いますし、今の民主党の政権あるいはこれがことしの11月に大統領選が行われるというふうに私ども認識しているんですが、今後の大統領選以降どういうエネルギー政策をアメリカの場合は当然エネルギーの安全保障の問題は、非常にこれは機微な部分がございますので、どういう要はパーミッションを下すのかというのがそれ次第だと思っています。

そういった中で今、北米のシェール、私どもにいろいろ売り込みが来ているものは大体8つ、9つございます。これ実際にいろいろやっております、先生おっしゃったように、非常に今値段は安いですが、ただ、リーンであるというのは間違いないわけございまして、基本的にシェールガスはもうメタンが99.9%、もうほとんどC1だけということです。当社の大体今買っている1,800万トンのうちの大半がメタン、エタン、プロパン、ブタンというC1からC4までがかなりコンタミネーション、混ざっているLNGというのは、いわゆるリッチガスというのがうちは主体でございますので、タンクの運用面あるいはいわゆるうちも120万トンほど年間で都市ガスを供給しておりますので、そういった都市ガスの供給面のガス販売にどこまでフィットするようなシェールガスのボリュームが入れられるのかというのはちょっといろいろシミュレーションします。

例えば1,800万トンのうち全量シェールガスというのは恐らく無理であろうというふうに私どもは考えておりますが、これのスタディをやって、とにかく安い、ヘンリーハブが3ドルだから、3ドルで買えるということはある得なくて、コガスもヘンリーハブが115%、プラスあとはコスト、プラスプレートテク、大体でき上がりで9ドルぐらいになるかと思えます。うちが今買っているのは、日本の今LNGは大体17ドル弱でございますので、大体47%ぐらいのシェールガス、今のヘンリーハブのマーケットということですので、かなりコストは安いということで、それは何とかスタディをして……。

○東京電力株式会社説明補助者④

すみません、先ほどちょっとご説明不足だったんですけれども、東北電力さん並びに原電さんとの長期の契約の件でございますが、建設当初から停止まで長期間にわたり係る費用をお支払いすると、こういう契約がまず基本契約としてございます。ただし、毎年毎年お支払いする、実際需給契約というのをこれは毎年度契約更改で結んでおりまして、当該年度の見通される費用を毎年交渉しながら契約を決めていると、こういう内容になっております。ちょっと説明不足でございました。

それから、他社さんから購入する料金に寄附金ですとか広告宣伝費といったたぐいが入っているかどうかというところでございます。まず、広告宣伝費から申しますと、会社さんによってはその発電所にPR施設というようなものをお持ちの企業さんもございます。地域に立地上、ご理解をいただくと、こういう趣旨で説明用のそういったものを設けているところあるいはパンフレットで事業のご紹介をすると、こういったたぐいのものは研究開発費といいますか、科目としてはそこで計上しているという内容でございます。ただし、例えば販売目的とかオール電化の販売とか、こういったことは一切入っておりませんので、ご理解いただきたいと思います。

それから、寄附金でございますが、これも地域でいろいろ事業をやられているという関係で、例えば地元の県の日本赤十字社に募金として寄附されるとか、こういったたぐいのものも計上されている事業者さんが一部ございます。

以上でございます。

○安念委員長

いかがですか。どうぞ。

○東京電力株式会社説明補助者⑥

日本原燃に関します今の広告関係費等についてお答えをいたします。

今まさしくお話がありましたとおり、日本原燃につきましても、これは別に販売促進等を行っているわけではございませんで、サイクル事業に関する理解をいただくという観点からの広告関係費は入っております。

それから、寄附金等につきましても、社会通念上必要な地域振興等にかかわる部分については、営業費の中に入っているというふうには認識をしてございます。

それから、先生のほうからお話がございました輸送に関する精算の部分、ちょっとこれは確かに表現が必ずしも十分ではなくて申しわけありませんでしたけれども、どんなような積算をしているかと申しますと、もともと各電力ごとに何回燃料を運びますという計画があつて、その計画に基づいて費用分担をしながら各電力の資金を出しているわけですが、このときはたまたま中越沖地震によって柏崎から当社の分の輸送する計画が全くなくなってしまったという極めて不測な状態が発生しましたので、輸送ができなくなったという部分についての精算を翌年度行ったということで、その金額が前回の中に織り込まれております関係で少し数字的な見え方が違ってきているということでございます。

それから、積立金額についての燃焼度との差については、今、先生がおっしゃったところをちょっと再度確認させていただきたいと思いますので、これはまた別途回答させていただきます。

以上でございます。

○安念委員長

よろしゅうございますか。いかがですか。

○松村委員

最後から2番目の点はまだ理解できないんですが。

○安念委員長

僕も理解できなかった。申しわけない。

○東京電力株式会社説明補助者⑥

わかりました。ちょっと図か何かで示したほうがいいのかもかもしれませんが、各電力さんごとに何回使用済燃料をどの発電所から輸送しますという計画があって、それに基づいてこの電力さんは幾ら払いますよと、そういう契約になっているんですけども、東京電力ももちろん計画があって、それに基づいて費用をお支払いしていたんですが、柏崎のほうの輸送が全くできなくなってしまったと、計画していたものができなくなってしまったという観点で、その部分の変更に伴う修正が入ったと、そういうことでございます。

○片岡電力市場整備課長

前回は少なかったということですか。

○東京電力株式会社説明補助者⑥

計画では、たくさん輸送するという計画のもとで、東京電力はその分費用負担をたくさん出していたんですけども、結局その分の負担が少なくなってしまったという形での精算でございます。

○松村委員

何が理解できないのかというと、これは前回の織り込みの値なんです。前回の織り込みということは、前回の料金原価をつくったときの想定のはずなので、実際には小さくなりました、大きくなりましたとか関係ないはずなんです。実額との差ならまだ今の説明でわかるんですが。したがって、とにかくわかるような資料をお願いします。それで、そのときのポイントは、必ずこれフォワードルッキングの発想に反していませんねと。前、払い足りなかった部分というのを今回精算するために余分に払っていますよなんていうことは一切ありませんよということがわかるように見せてください。

それから、燃料費のことについては一応定性的な説明はわかりましたが、この後詳しく出していただけるということなので、一応出していただきます。すごく下品な言い方をすると、気にしているのは、例えば低硫黄原油を富士石油さんから買っているときに、高い値段で買っていないかとか、商社から買っているときに眠り口銭のようなものが入っていないかと、そういうこ

とを気にしているということなので、そういう下品な勘繰りも全く誤解ですというのがわかるように次の資料を出していただければそれで納得します。

○安念委員長

私もそれはそう思いますね。下品な勘繰りでしょうが、例えばオーストラリア産の高品位の石炭というのは、別に東電さんだけがお使いなわけじゃなくて、鉄鋼会社も使っておられるはずで。もともと無煙炭もある程度は使わないと鉄はできないはずですから。多分どこが一番使っておられるのかは私、どの会社さんが一番使っておられるのか知らないけれども、東電さんのボリュームは大きいはずですから、他の電力会社はもとよりのこと、例えば鉄鋼、製鉄、高炉メーカーと比べても高いはずがないというのがげすな勘繰りでございますな。もちろん他社さん、特に他業態の企業さんが幾らで調達しておられるのかというのは、それはもちろん企業秘密でしょうから、それは東電さんの手で明らかになるということはないだろうとは思いますが、そのコンペティティブな水準で調達しておりますと、そうなんだろうが、何かもう少しわかるような資料があるといいななんて思いますよね。

松村先生、どうぞ。

○松村委員

ニューキャッスルからの石炭の価格なら既に指標価格とはあるはずですから、その指標価格に比べて手数料なり口銭なりというのが大きく乗っていないで、ちゃんとそれに連動した価格になっていますということが明らかになれば、ある程度説得力はあるんだと思います。

○安念委員長

そうですね。ほか、いかがでございますか。失礼しました、申しわけございません。どうぞ。

○阿南全国消費者団体連絡会事務局長

質問ではないのですけれども。

○安念委員長

どうぞ、結構ですよ。もちろん。

○阿南全国消費者団体連絡会事務局長

ちょっと確認とお願いをしたいことがあります。すみません、時間が過ぎているのに。先日、、朝日新聞がこの東電の値上げ申請についてシナリオもつくっていたと、さらに、最後の公表の文書案も作成していたと報道していました。シナリオができていうことであれば、この場合は全く無駄です。私たちは消費者団体として意見を言えと呼ばれて参加しています、また、公聴会も開催されていますが、そうしたことがアリバイに使われるというふうに考えざるを得ないわけですね。進め方についてはっきりしていただきたいと思います。

そしてまた、公聴会ですけれども、来週のたった2回の予定で、これでは全く十分ではありません。さらに公聴会お知らせも徹底していません。ですので、ちゃんとお知らせをして、質問や意見が言えますということを周知してください。東京電力管内の最低でも全都県でやるような形を考えていただければと思います。

そしてまた、このお知らせですけれども、これは最初に高津さんが説明なさいましたけれども、この1枚で消費者が納得できるのかどうか疑問を感じる内容です。そして、意見欄も質問欄もないですね。各家庭に検針票と一緒に配られているということですが、お問い合わせ先を明記すると同時に、質問や意見を書く欄を設けるなどの工夫をちゃんとやるべきだと思います。徹底的に消費者に説明責任を果たして、意見を踏まえ、多くの納得を得た上で、最終的に決めていくということをやらなければ、今は全然信頼がないわけですから、なおさら進めなくなると思いますので、ぜひその辺はよろしくお願ひしたいと思います。

○安念委員長

前者についてはちょっと事務局からお答えいただいたほうがよさそうですね。

○片岡電力市場整備課長

大臣も会見のほうで申し上げますけれども、事務方としていろんな頭の体操というのは、それはそれであるんだと思います。他方でこの委員会、まさに次の進め方、その次の進め方を含めて委員長にお願いして、それについて事務局としてあらかじめ何らかのシナリオがあるとか、いついつまでに終わらなければならないといったような予断を持っているわけでは全くございません。それは安念先生からもお話いただければと思いますけれども、そういうことはございません。

それから、公聴会につきましては、これまで皆さんの団体も含めて周知のお願いをしてきたつもりでございますし、同時に今回、前回までの委員会と違ひまして、国民の声という形でインターネットの募集もしています。公聴会の意見陳述につきましては、2日間合わせてトータルで15名の方の申し出がございました。他方でインターネットの募集、今も当然やっておりますけれども、既に600件を超えた意見が出ております。これは同時に両方恐らく皆さんごらんになった上で多分意見を言ってこられているという面もあると思いますので、そうした状況を見ながら、引き続き十分な説明が果たせるようにやってまいりたいと思います。さらに回数をふやすかどうかにつきましても、引き続き国民の声等々の意見やここでの議論も踏まえながら考えていきたいと思っております。

○安念委員長

東電さん、ちょっといかがですか、このパンフについて。これでは幾らなんでもというご指摘

でございますが。

○高津東京電力株式会社常務

パンフレット等を配っているところでございますが、もちろんおっしゃるようないろいろな機会を設けまして、私どもも出向いているような団体さんあるいは町内会さん等、8,000、9,000という数のところに今鋭意いろいろご説明にあがっているというようなところでございます。また、ご質問欄がないということでお叱りを受けてございますが、もちろんカスタマーセンターあるいはホームページ、いろんなどころで受けるようにはしてございます。いろいろな機会をもっともっと工夫しながらご理解活動をするように努めてまいりたいと思います。

○安念委員長

当委員会の立ち位置でございますが、率直に申しまして、事務局というか当局がどのようなシナリオを内心でお持ちになろうがそれは私は自由だと思います。さっさと定款変更の認可を出したいとも思っておられるなら、それはそれでご自由です。ただ、そのシナリオに当委員会は拘束されないということは、これはもう明らかなことでございます。当委員会の結論がこうあってほしいとか、いつまでに結論を出してほしいというのは指示というかお願いは、私はこれらうそではございません。片岡さんからだれからも、大臣からも全く受けておりません。これは正直ベースでそのように申します。

実際これまでのご議論でも人件費についてはさらに1,000人規模よりも公的資金が入っているんだから、もっと下げてもよいのではないかというご議論あり、それから、事故処理関係については、一切原価に含めるべきでないというご意見もありで、これはある意味で大変に過激なご意見でございます。既にこのようなご意見が出て、さっぱりまとまらない、要するにもう少し私の議事進行に協力してくれてもよさそうなものだ、そういうふうには内心では思うような過激なご意見も既に拝聴しておりまして、要するに事務局が何を考えているか関係なしに議論しているということは、もうこれははっきりと申し上げておきます。我々の権利と申しましょるか、助言と申しましょるか、それを大臣がご採用になるかどうかは、これは大臣のご自由でございます。しかし、いずれにせよ、我々の議論が事務局の思惑が仮にあったとしても、それとは無関係であるということは、もうこれははっきりと申し上げたいと存じます。

そんなに静まり返らなくても、別に大したことを申し上げているわけじゃないですから。

4. 閉会

○安念委員長

それでは、すみません、またこんなに時間がオーバーして申しわけございません。ちょっとで

は、次の進め方について事務局からお願いでしょうか。

○片岡電力市場整備課長

ありがとうございます。時間も長時間ありがとうございました。きょういただきました情報の公開といいますか、この場での公開あるいは事務局が見るべしということにつきましては、これは第1回のときにご議論いただきまして、本委員会における情報の公開、非公開の判断は委員長に一任するとなってございますので、具体的に今ご指摘いただいたご要望、それから、先ほど東電さんの回答を踏まえまして、事務局のほうできちんと精査した上で委員長には諮りたいと思っています。基本的な方針は、最初に第1回で委員長からもおっしゃっていただいたように、なるべく公表していきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと存じます。

次回の日程でございますけれども、6月12日火曜日の開催を予定しております。詳細な時間等につきましては、追ってまたホームページ等でご案内いたします。

○安念委員長

ありがとうございます。そういうわけでございますが、松村先生のご質問については、ちょっとすみません、また時間が超過しておりますので、日本原燃さん等との契約は1年更改だそうでございます、1年更改とおっしゃいましたよね。だから、私最初にフォーミュラーが決まって自動的に計算するだけかなと思っていたんですが、そうではなさそうですので、ちょっと契約は何らかの形でお出しいただけるとありがたいなと思います。

○松村委員

1年契約ではありますが、基本計画が基本的にありということですから、見せてくれと言ったのは1年契約だけでなく、基本計画も両方見せてくれと言ったわけです。

○安念委員長

それは2つ合わさってでき上がりの数字ができるわけですから、それは当然でしょうな。何らかの形で考えてまいりたいと思います。

では、きょうはどうも長時間、ありがとうございました。

——了——